

平成25年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成25年3月5日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時08分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水

商工観光課長	高橋博
環境課長	小川祥一
都市建設課長	福田光宏
上下水道課長	樋山洋平
学校教育課長	大野治樹
生涯学習課長	川堀文玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀江久雄
書記	薄井時夫
書記	大鐘智夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（市長提出）
- 日程 第 4 発議第 1 号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 5 発議第 2 号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 6 議案第 1 8 号 那須烏山市債権管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 1 9 号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 2 0 号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 1 号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 2 号 那須烏山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 3 号 那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 4 号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 5 号 那須烏山市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 6 号 那須烏山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 2 7 号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 2 8 号 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第17 議案第29号 那須烏山市職員等旅費条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第18 議案第30号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第31号 那須烏山市消防団設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第32号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第21 議案第33号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について（市長提出）
- 日程 第22 議案第34号 那須烏山市こども医療費助成条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第23 議案第35号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第24 議案第36号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第25 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第26 議案第38号 那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第27 議案第39号 那須烏山市農業会館設置及び管理条例及び那須烏山市八ヶ代コミュニティセンター設置及び管理条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第28 議案第10号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第11号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第30 議案第12号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第31 議案第13号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第32 議案第14号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正

			予算（第2号）について（市長提出）
日程	第33	議案第15号	平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
日程	第34	議案第16号	平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
日程	第35	議案第17号	平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）
日程	第36	議案第1号	平成25年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
日程	第37	議案第2号	平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
日程	第38	議案第3号	平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
日程	第39	議案第4号	平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について（市長提出）
日程	第40	議案第5号	平成25年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）
日程	第41	議案第6号	平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について（市長提出）
日程	第42	議案第7号	平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について（市長提出）
日程	第43	議案第8号	平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について（市長提出）
日程	第44	議案第9号	平成25年度那須烏山市水道事業会計予算について（市長提出）
日程	第45	付託第1号	請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（中山五男） 皆さん、おはようございます。寒暖の厳しい毎日が続いている中ではありますが、皆様方には議会への御出席まことに御苦労さまです。

さて、本日から開かれます定例会は3月15日までの11日間を予定しておりますが、その中で審議されます議案数は45件と、かつてない件数でありますから、まずは健康に留意されまして議事の進行に御協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、議案の中で常任委員会に付託する予定の案件が当初予算9議案のほか、条例制定10件、請願書2件ありますので、各委員長の皆様方には大変でもとりまとめのほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、先ほど議員に配付されました退職者等の名簿を拝見いたしますと、今回の議会限りで退職される課長が多数おりますことから、寂しい限りであります。皆様方に教わりました御礼は別の機会に申し上げることいたしますが、今議会の運営にあたりましてはよろしくお願ひしたいと思います。

また、今定例会から、新任副市長が出席されておりますので、課長の皆様方には心強いところがあるかと存じますので、議員からの質問には明快な御答弁を期待しております。簡単ではありますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ただいま出席している議員は17名全員です。定足数に達しておりますので、平成25年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願ひます。

次に、本日から定例会にあたり、去る2月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長挨拶

○議長（中山五男） ここで、市長の挨拶及び行政報告を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 御挨拶を申し上げます。平成25年第2回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末何かと御多用、御多忙の中、御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、昨年末に発足をいたしました安倍政権が推進をいたします日本経済再生に向けた積極的な経済政策、いわゆるアベノミクスに対する期待から円安、株高傾向が続いております。経済界からは、企業、家計の景況感が改善に向かっているほか、昨秋の景気悪化の原因となりました自動車関連の減産が一巡をし、海外経済の回復による輸出増が見込まれ、さらにはG7、G20財務大臣中央銀行総裁会議におけるアベノミクスの事実上容認などにより、底入れをいたしました国内景気は徐々に回復するだろうという期待感が膨らんでいるところでございます。

先週木曜日の衆参両院本会議における首相の施政方針演説におきましても、エネルギー対策、TPP問題、大震災からの復興、外交、安全保障などに言及をしておりますが、特に、経済政策では攻めの農業政策あるいは再生医療などの成長分野を例示しております。政府の積極的後押しの姿勢を鮮明にしておりますことから、本市といたしましても、震災で疲弊をいたしました地方の農業あるいは商工観光業に対する効果的な期待を大いにしているところでございます。

このような国内情勢の中にあリまして、本市では総合計画、後期基本計画、行財政改革アクションプラン、中長期財政計画といった主要計画が今月中に完成をいたします。このため、平成25年度は、ひかり輝くまちづくりに向けて、再び前を向いて歩み始める年と位置づけておりまして、市政を運営をしまいる所存でございます。

新年度予算にも計上させていただいておりますが、市政の懸案となっております11項目の重要施策につきましては、各種団体や市民の皆さん方との協働によって方向性を定めるための検討委員会を設置をすることといたしております。既に御案内のJR烏山線沿線整備、観光振興対策やデマンド交通エリア拡大のほか、公共施設再編整備と関連をいたしまして中央公園整備、歴史民俗資料館基本構想、体育施設整備、そして老朽化が社会問題となっております公共インフラでございます橋梁長寿命化修繕計画、市営住宅等整備計画といった事業につきまして、十分な協議を進めてまいりたいと考えております。

さらに、将来の那須烏山市にとりまして欠かすことのできない教育にかかる文武両道教育推進、長者ヶ平官衙遺跡附東山道遺跡基本構想策定、そして農商工連携、環境基本計画後期計画について実効性のある方向性を見出してまいりたいと考えております。

ほかに新たに整備をいたしました定住促進住まいづくり条例、新リフォーム制度、空き家バンクなどを活用した定住促進対策、改正をいたしました企業立地奨励金制度を初め積極的な企業セールスによりまして、市内に優良企業の誘致を促進することによりまして、雇用対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、福祉、教育、医療分野は、市民生活のかなめとして最優先に取り組むべき課題であります。新たにこども医療費、ひとり親、妊産婦、重度心身障がい者の入院時食事療養費、そして妊産婦健診の助成を拡大をいたしますとともに、学校教育におきましては、子供たちの健全育成を図るためのABC/R運動、つまり、挨拶、時間前行動、環境、姿勢を柱とする啓発運動を推進をしております。

もちろん市民の生活に欠かせない道路整備事業を初め、新災害復興対策、環境対策事業につきましては、引き続き積極的に推進をしております。なお、事業主体は広域行政事務組合となりますけれども、神長地区に建設を進めております消防庁舎はことし10月に完成予定で工事を進めておまして、運用開始に向けた体制整備を進めますとともに、地域医療の中核であります那須南病院の充実も検討してまいり所存でございます。

以上、新年度の市政方針について重立ったところを述べさせていただきましたが、今次定例会におきまして提案申し上げます案件は、報告案1件、当初予算9件、補正予算8件、条例案22件、合わせまして40件でございます。盛りだくさんの内容でございますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（中山五男） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

15番 高田悦男議員

17番 平塚英教議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月15日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（中山五男） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。
なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

内容は、平成24年12月18日午後3時ごろ、那須烏山市藤田1181番142付近の市の管理をする富士見台工業団地内道路において、支障枝の伐採作業中、NTT東日本（株）が所有をいたします光ケーブルに過って刈り払い機の刃が接触をし、光ケーブルに損害を与えてしまったものでございます。

なお、NTT東日本とは損害賠償額といたしまして、光ケーブルの修理費用21万318円を全額市が支払うことで和解が成立をしたものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 損害賠償の額の決定及び和解についてでありますけれども、今、市長提案理由にありましたように、12月18日に富士見工業団地内の道路、支障枝の伐採作業中に、過ってNTTが所有する通信設備光ケーブルに刈り払い機の刃が接触したということでございます。

全額市が負担ということですが、このような作業中におけるリスクを伴っていろいろと作業をしていると思うんですけども、この案件につきましては、市のどこかに加入している共済金等で補償がされるのかどうか。全く市が負担をするのかどうか。その点についてもう一度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 本件の賠償額につきましては、那須烏山市が加入しております全国町村会総合賠償保険で、全額そちらのほうから補填されることになっております。

以上です。

○議長（中山五男） よろしいですか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 報告案件ですが、この際質疑をしたいと思います。

まず、光ケーブルの損傷ということですが、地上高が十分取られていたのかどうか。そしてまた、多分高所だと思いますが、なぜ高いところで刈り払い機を使ったのか。刈り払い機というのは安定性がないところは通常は使わないことになっているんです。あるいはチェーンソーかなということも想定されるんですが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 高田議員の御質問にお答えします。高いところ、確かにNTTの光ケーブル、高さはとれておりました。高いところで枝につるが絡まったものですから、トラックに乗って刈り払いでたまたまその箇所をやってしまっただけで接触したという状況でございます。

以上でございます。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（中山五男） 3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） ちょっとお尋ねを申し上げたいと思いますが、光ケーブルというのは光が発しておりますので多分感電とかはしないと思うんですね。同じような案件で仮にですがね、電気だとか、そういうことになりますと感電とかそういうような人的被害も出るようなことも考えられるのではないかなということですね。

通常こういう作業をやる場合は安全第一ということで、作業手順書やらさまざまな労働安全衛生法及びその関連法案に基づいて、やり方を指導してやっているはずだと思います。そうしますと、トラックの上に乗って刈り払い機でつるを切るというようなことはあろうはずがないというふうに思っております。

そうしますと、まず、作業手順書ができていないということか、さもないと訓練、教育ができていないのか。このどちらかになるのかなと思います。今言っても始まらないので、今度は作業員の安全のためにも、そういうのをきちんと対応していただいて、安全に作業ができるような、これを反省に踏まえてやっていただけるようお願いをしたいと思います。都市建設課長、いかがでございますか。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 渋井議員のおっしゃるとおりでございます。都市建設課のほうとしましては、普通電線にかぶっている枝とか木は、NTTとか東電に頼んでそこは切ってもらっております。たまたま少しの範囲の部分だったものですから、作業員がやってしまいました。今後、このようなことのないように十分気をつけてやります。よろしくお願ひします。

○議長（中山五男） ほかに質疑はないようですので、報告第1号については、報告のとおりで御了解願えますか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎日程第4 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第4 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

15番議会運営委員会委員長高田悦男議員。

〔15番 高田悦男 登壇〕

○15番（高田悦男） 大変長らくお待たせいたしました。発議第1号の提案理由を今から申し上げます。

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について。ただいま上程されました発議第1号について提案理由を申し上げます。地方自治法の一部改正に伴い、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について地方自治法で定めていた事項を条例に委任することとなったため、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例について所要の改正を行うものであります。

何とぞ御審議の上、可決、御決定くださいますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。本案に対する質問を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これにより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 発議第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 発議第2号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第5 発議第2号 那須烏山市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

15番議会運営委員会委員長高田悦男議員。

〔15番 高田悦男 登壇〕

○15番（高田悦男） ただいま上程されました発議第2号について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができることとされたことから、那須烏山市議会会議規則の所要の改正を行うものであります。

何とぞ御審議の上、可決、御決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。本案に対する質問、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これにより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 発議第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第18号 那須烏山市債権管理条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第6 議案第18号 那須烏山市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市税、介護保険料、保育料、水道料金、下水道使用料など、本市が扱う多種多様な債権の管理について、統一的な処理手順を定め、より適正かつ効率的な債権の管理を行うことにより、公平な市民負担と健全な行財政運営を確保できるよう条例を制定するものでございます。

現在の債権の管理は、法令等の定めのもとに、各債権の所管課が一定のルールにより適正に行っているところではありますが、債権の種類ごとの管理ルールは統一されておられませんでした。これは債権の種類により適用される法令等が異なり、地方自治法や地方税法、民法など多岐にわたるためであります。

しかしながら、近年、最高裁において水道料金を公債権でなく、私債権とする判断が示され、時効の適用を5年から2年に変更し、また、債権の管理、徴収を厳正に行う必要があるとの意見が付されるなど、債権管理を取り巻く環境は大きく変化をいたしております。

このため、全国的に債権管理条例を制定し、債権の適正管理と債権回収の推進を図る動きが加速をいたしております。

本市におきましても、このような時代の流れに応じまして債権管理と徴収の厳格化を図るため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） それでは、命によりまして、議案第18号につきまして補足説明をさせていただきます。

ただいま条例の制定の趣旨につきましては、市長から説明されたとおりでございますので、私のほうからは条文に沿って御説明をいたします。若干長くなるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思っております。第1条では、条例の目的を規定してございます。第2条ですが、用語の定義を定めてございます。自治体が管理する債権をその性質によりまして大きく3つに分類してございます。1つは市税、2つ目に公債権、3つ目として私の債権、私債権でございます。なお、ただいま市長の説明にもありましたが、平成15年に最高裁決定が出ましたことによりまして、水道料金は従来公債権として公の債権として取り扱ってまいりましたが、現在では私債権に変更されております。

2ページをごらんいただきたいと思っております。第3条当該条例と税、両方に係る各種法令との関係を規定してございます。なお、水道事業規定との関係についても触れてございます。

第4条債権管理者の責務を規定してございます。

第5条滞納者情報の市役所内部の共有について規定してございます。1つの時効で滞納があった場合、同時に他の債権でも滞納となったときに、強制執行をしていく上で、この債務者の情報を共有できるようにするものでございます。事務の簡素化を図るためでございます。

第6条納入の通知についての規定でございます。

第7条督促についての規定でございます。公債権に係る督促状を発行したときには、1通につき100円の督促手数料を徴収することとなっております。これに対しまして、私債権につきましては、督促状を発送しても手数料は徴収できないということになってございます。私債

権としましては、市営住宅使用料、先ほど申し上げました水道料金、診療所の診療費等でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。第8条延滞金、第9条は遅延損害金の規定でございます。督促をしましても納入されない場合に、公債権としましては第8条に規定してございますが延滞金をいただくということになっておりまして、延滞金の率は税金と同じ年14.6%、なお納期限翌日から1月以内はその半額の7.3%ということで規定してございます。

これに対しまして、私債権につきましては、第9条で遅延損害金としていただくということで、率は民法の法定利率5%で規定してございます。あわせて、それぞれその計算方法についての規定がございます。

第10条延滞金及び遅延損害金の減免規定でございます。特別な事情があるときには減額または免除することができるということで、特別な事情につきましては規則で定めるものとしてございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。第11条、第12条は、債権の保全についての規定でございます。第11条は債権者の状態によりましては、明らかに履行期限、納期限までに債務を履行できないと認められる場合には、規則に基づきまして履行期限を繰り上げる規定でございます。

第12条につきましては、債権の申し出等の規定でございますが、市の債務者が強制執行を受けるような情報が入ったときには、債権の保全のために裁判所に対して配当の要求の申し出をしたり、その他債権保全のための必要な措置をとることを規定してございます。

第13条及び第14条は、滞納処分及び強制執行につきまして、督促をされても債務が履行されない場合の手続について規定しておりますが、第13条は、市税及び強制徴収公債権について第14条は、非強制徴収公債権及び私債権についてそれぞれ規定をしてございます。強制徴収公債権につきましては、税の滞納処分の例により行いますが、非強制徴収公債権及び私債権につきましては裁判所を介して強制執行を行うという規定でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。第15条徴収停止でございます。非強制徴収公債権及び市債権について、一定の要件を満たす場合には債務を放棄することができる場合を規定してございます。

第16条履行延期の特約等でございます。非強制徴収公債権及び私債権につきまして、履行期限が延長できる場合の要件を各号で規定したものでございます。

第17条債務の免除規定でございます。第17条は第16条の規定によりまして、履行延期の特約した債権について、当初の履行期限から10年を経過してもなお債務者が無資力等によりまして弁済を受けることができないことが明らかであると認められるときには、地方自治法

施行令第171条の7の規定によりまして、この債権及び損害賠償金等を免除できることを条例上においても確認的に明示したものでございます。

第18条債権の放棄についての規定でございます。市税や強制徴収公債権につきましては、別途地方税法に規定されているため、本条では非強制徴収公債権及び私債権につきまして、あらゆる手段を尽くしても回収できない債権で、1号から10号にありますように一定の要件を満たすものにつきましては、市長がその債権を放棄できることを定めたものでございます。

8ページをごらんください。第19条私債権に係る納入通知書などの書類の送達を円滑に処理するため、公示送達に係る規定を定めたものでございます。所在不明等の場合に行う公示送達は、市税につきましては地方税法の規定により行いますが、公債権につきましては地方自治法第231条の3第4項の規定によりまして、地方税の令により行うことになっております。

なお、私債権につきましては、公示送達をできる根拠規定がありませんので、ここで規定しまして、本条を根拠として行うことができるようにしたものでございます。

第20条は委任規定でございます。この条例に関する必要な事項は附則などにおいて定めることとしたものでございます。附則をごらんください。附則第1項は、この条例の施行期日について定めたものでございまして、平成25年4月1日から施行されることとなります。

第2項は、この条例の適用範囲を定めたもので、この条例は平成25年4月1日から施行されますけれども、平成25年3月31日以前に履行期限が到来した市の債権につきましても適用されることとなります。

第3項は、延滞金の割合の特例を定めたものでございまして、この条例の第8条第1項においては、履行期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間の延滞金の割合は年7.3%を適用することとされておりますけれども、この附則第3項を設けることによりまして、当分の間はその年7.3%と特例基準割合、これは前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率プラス4%ということになっておりますけれども、このいずれか低い割合が適用されるということでございます。現行では4.3%となっております。

第4項は、この条例の施行に伴いまして、これまで市の公法上の税外収入の徴収につきまして定めておりました那須烏山市税外収入金督促手数料及び延滞金条例というものがありましたけれども、この条例の第2章、この今回の条例の第2章第6条から第10条に統合されることになるために、廃止することを定めたものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。第5項及び第6項につきましては、債権管理条例の施行に伴いまして、改正が必要となる関係条例の整備を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ただいま提案されております那須烏山市債権管理条例の制定について、これについては私ども総務企画常任委員会のほうで委員会審査することになっておりますので、細かな話をここで聞いてもそぐわないとは思いますが、全くほかの議員の質問がないので、ここで確認をしておかないと委員会の審査の妨げになるのかなと思いましたが、ちょっとお聞きしたいと思います。

この間、全員協議会がありまして、税務課長からこの市債権管理条例の制定についての説明を受けたところでありますけれども、市税と公債権と私債権と3つがあると。それぞれさまざまな市税や介護保険料や後期高齢者や上下水道の利用料や負担金や生活保護の返還金や幼稚園、保育料、さまざまあるんですけれども、これはそれぞれの会計の持っている徴収するための法律条例が違うために、それを今までそれぞれの担当課が進めていたものを、このように市の債権ということで一括的に整理をして、そして徴収も進める。こんなふうな理解でよろしいのかどうか、まず1点。

それと、この間、質問してわからなかったんですけれども、なぜその保育所の保育料が強制徴収債権で、幼稚園保育料が非強制徴収公債権なのか、恐らくこれはそれぞれの適用する法律や条例が違うためにこういうようなことになっているのかなというふうには思うんですけれども、そのほかに今まで水道料は公債権であったと。しかし、平成15年の最高裁の判決によって私債権というふうになったのがその水道料だというわけなんですけれども、その時効がこれまで5年だったものを2年に変えるということなんだけれども、その下の説明を見ると、時効期間を経過しても時効の採用がされないと、債権は消滅せず不納欠損処理ができなくなったというふうにあるんですけれども、それをどうするのが、今までどおり5年間督促をしてそれでだめだった場合に不納欠損をするのか。

今回の一括債権管理で2年間に変更するのか。その辺の説明もお願いしたいなと思いますし、最後に18条なんですけど、市税及びその強制徴収公債権というのはこれは厳密にももちろん徴収をするわけでありましてけれども、それでない非強制徴収公債権及び私債権についてはそれよりも厳格が緩んだのか。手続上、違う方法けれども、改めて同じように市の債権管理として、徴収のために今まで同様に徴収にあたるという考えなのか。

その辺が曖昧ですと、市民のほうにしますと、それは都合が悪ければ払わなくてもいいんだなというふうに誤解を受けても困りますので、そうでなくてきちんと徴収の今までと同じようにお願いはするんですよ。しかし、どうしてもあらゆる手段を尽くしても徴収ができない場合には、債権放棄ということで不納欠損の手続もある。こういうふうな理解でいいのかどうか。

その辺の考え方について説明をいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） それでは、ただいま4点ほど御質問いただきましたがお答えしたいと思います。

今回、この条例を制定することによりまして、一括して徴収ということの質問が1点目かと思えますけれども、これは徴収につきましては従来どおりの担当課のほうで徴収をさせていただくことになるかと思えます。ただ、その方法につきましては、きちんと決められたものがなかったものですから、今回この条例を定めまして、職員の徴収の方法というようなものを統一しまして実施するというところで、今回の条例、また今後規則を定めまして、それに基づきまして徴収をしていくということでございます。

2点目ですが、保育料と幼稚園の違いですね。保育所の保育料につきましては、地方自治法の第236条第1項を時効の援用としてございます。また、時効援用不要の根拠につきましては、第236条第2項が規定になってございますが、幼稚園のほうでは基本的に時効の援用につきましては同じ236条第1項の規定によりまして規定がされてございます。

また、時効援用につきましては、同じ第236条第2項に規定がされているわけですが、これらにつきましては、保育所の保育料も、それから幼稚園の使用料も時効期間としましては5年でございますけれども、使用料か考え方の違いで公債権と私債権に非強制徴収公債権に分かれていた。つまり、幼稚園の場合には、施設の使用料というような考えで非強制徴収公債権というようなことだったということでございます。

それで、3つ目の時効につきましては、水道課の時効の援用を従来5年としておりましたけれども、今回、この条例の制定によりまして2年になるということでございます。

4つ目の点でございますが、今までどおり徴収するかどうかということではございますが、これにつきましては今までどおり徴収することを滞納している方をお願いをいたしまして、どうしてもやむを得ずいただけないという場合に限って債権放棄をするということで、方法としては従来どおりということでございます。きちんとその債権放棄をする場合の規定を今回定めたということでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体わかったんですけど、そうしますと、その水道料に限っては公債権から私債権に変更し、時効が5年から2年になったということなので、2年間滞納されているものは3年目には不納欠損に回るという考え方になってよろしいんですね。

その点、やはりほかの市が扱っている税金や公共料金との関係で、ごね得みたいなものが通

用するようなことになって困りますので、その辺の取り扱いについては厳密に扱っていただきたいというのが1点です。

その逆に、徴収される方は市税においてもですよ、この間、私ちょっと立ち会ったんですけども、その人の誤解もありますが、督促状について非常に恐怖感を感じるということで、役場のほうに電話したのかな。それで、私は病気なので近々検査入院すると。それで入院をした後にその結果が出て、どのぐらいの期間入院するかということが明らかになるので、それまではちょっと納税に応じられないのでというふうに役場に言ったんだけど、極めて高圧的に納税の義務を果たせみたいな感じで言われたということで、立ち会えということで私も役場の窓口へ来て話は聞いたんですが、小田原市などでは相手方の都合によっては督促状も柔軟い方法で、無理やり送りつけるというやり方でない方法もとっているようにその人は言っていましたけれども。

いずれにしても、我が市としては督促状を送るのは既定の今までの流れかなというふうには思うんですけども、それについてのその対応については納税者の生活状況や気持ちというか、精神状態というか、そういうことも十分参酌して、分納でも何でも納税に応じていただけるような温かい指導をお願いしたいなと思います。その点もあわせて、ごね得がないように、しかし、納税については優しい対応をお願いしたいなと思うんですが、その点よろしく願います。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 2点目の督促状関係につきましては大変お手をわずらわせまして申しわけなく思っておりますけれども、督促状の発送につきましては、税条例のほうで定められておりまして、納期限から10日過ぎますと、督促状を機械的に一律に発送いたしますので、督促状の発送につきましては参酌する余地がないものというふうに考えております。

ただし、その督促状が届いた場合に、相手から納税相談ということがあった場合には、できるだけその相手の事情を勘案しまして納税相談に応じることとしておりますけれども、たまたまそのようなことが発生したということについては、今後、十分気をつけたいと思っております。

前後になりましたが、1点目の不納欠損に至ること、水道料関係で2年になったからと言ってすぐに不納欠損してしまうのかということでございますけれども、これにつきましては、督促をいたしますと一応時効が中断ということで、水道の場合は督促料は取れませんけれども、督促をすることによりまして時効が中断しまして、その2年というのが改めてリセットされますので、またさらに2年延びるというようなことに、督促という効果がそういうことになっておりますので、2年過ぎたから必ずしもそれで不納欠損してしまうということではございません

るので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○17番（平塚英教） わかりました。厳密に願ひします。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 1点だけ質問させていただきたいんですが、2ページの第4条市長は適切かつ効率的な債権の管理に努め、またその下に、その発生原因及び内容に応じた適切な措置を講じなければならない。そういう中で実例としてどういうものがある、どういうものに対して具体的な適切な措置を講じているのかどうか。その点をお伺ひいたします。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 第4条につきましては先ほど説明しましたが、債権管理者の責務ということで一応債権管理者、いろいろな債権がございますけれども、その管理者は市長ということになっておりますので、市長の責務ということで規定をされてございます。

どういう適切な措置を講じるかということですが、滞納した場合督促をしたり、それから、催告をしたりというようなことで、税の滞納処分の例によりまして、同じような処分を税以外の債権についても行っていくということがございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今、そういう税の督促、催告、税の処分とかそういういろいろな話が出ましたけれども、現実にそれで実績が上がっているのかどうか。その点をお伺ひいたします。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） それぞれ従来債権管理を行っておりますので、多くの部門で納めていただいているというふうに理解してございます。

○14番（滝田志孝） 了解。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 簡単に答えていただければと思うんですが、一番問題は滞納額、滞納率もそう言えば水道料金が一番大きいと思うんですね。その場合に、私債権になりましたので、今後徴収率が上がるのか下がるのか。この点はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 水道料の徴収率の関係につきましては、滞納繰越分は私債権でございますので、2年の時効が過ぎても債務者が時効の援用を申し出ないと消滅ということにはなりません、今まで大体10年間は滞納繰越としていたものがもっと短い期間になりますので、滞納繰越分の徴収率は上がるのではないかと考えております。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 徴収率は上がるということでちょっと安心はしたつもりですが、例えば手続が面倒で難しくなるというくだりがありますよね。この場合はかえって費用が発生するのでしょうか。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 時効の援用の申し出について、これから規則でその手続を定めると思いますが、その中で十分に研究したいと思えます。ただ、今まで10年程度経過した債権につきましては、債権放棄という形で不納欠損処分、水道事業の会計でいいますと特別損失を計上していたわけでございます。それが急激にふえてしまうのは経営の段階で非常に影響いたしますので、制度的にはございますが、どの程度それが浸透するか。そういう部分はあるかなと考えています。ただ、倒産しているような事業者もありますので、そういう点については整理を進めるべきではないかと考えております。

以上でございます。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） これは私債権ということでありますが、特定法人の滞納、これはどういうふうな扱いになるのか。それは多額の滞納をしているその法人、これの処理をどういうふうにするのか。この新しい条例の改正の中で今までと違った処理方法になるのか。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） ただいまの御質問ですが、本条例は税のことについても触れてございますが、内容は税外収入ということで規定をしております。税につきましては、税条例、国税徴収法、地方税法とか市税条例に基づいて規定の他の法令に規定がない場合ということでこの条例は規定しておりますので、税条例につきましては税のほうで答えたいと思うんですけども、特定法人の滞納につきましては、現在いろいろ検討しておりますが、先の全員協議会等でも御報告したとおり、滞納額が非常に多くなっているところでございます。

これにつきましては、税法あるいは国税徴収法にのっとりまして督促並びに催告等を実施しておりますけれども、なかなか納税されない。これにつきましては、それ以上進めないという現状はございまして、それにつきましては今後さらに特定法人につきまして検討を進めていくというところでしか、今の段階ではお答えできない状況でございます。

以上です。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） そうすると、この滞納の問題は税法で処理するということですか。税法で処理するんだけど、今停滞していて進まない状態だ。今の状態はどういう状態なのか。裁判の問題とかいろいろあるかもしれないですが。今、滞納しているというだけじゃなくて、どういう状況で今とどまっているのか。ここを質問しているわけです。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 現在、大口滞納の法人が幾つかございますけれども、それらにつきましては税法に基づきまして差し押さえとか粛々と実施しておりまして、その状態にとどまっているというところでございます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 実はこの企業というか法人は、今どういうふうな状況になっているのかというと、仕事をしているのか。全然何もやっていないのか。ゴルフ場は今開業しているのかしていないのか。閉鎖しているのか。

○議長（中山五男） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 議員がおっしゃるのは一番東の端のゴルフ場の件かというふうに推測いたしますけれども、そのゴルフ場につきましては8月からクローズということで現在に至っております、現在は立ち入れない状況になってございます。

以上です。

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第18号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第19号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第7 議案第19号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法等に伴う介護保険法の一部改正により、介護が必要と認定をされました要介護者に対し地域密着型サービスを行う指定地域密着型サービス事業者の指定に係る介護老人福祉施設の入所定員や申請者の資格と指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を条例で定めることとなったために提案をするものであります。

条例中の入所定員や申請者の資格及び基準につきましては、介護保険法施行規則や指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において国が定める基準等をもとに定めることとなっております。

本市では、国が定める基準等を十分に検討した結果、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る介護老人福祉施設の入所定員は、従来同様、国が定める基準と同一の基準の29人以下とし、申請者の資格についても同様に国が定める基準に基づき法人である者としております。

また、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準は、国が定める基準を基本としながら、一部地域の実情に応じた独自規定を設定いたしております。独自規定の具体的内容といたしましては、事業者に義務づける記録の保存年限を5年にするほか、事業者が行う非常災害時における連絡、連携体制の整備、避難訓練等の非常災害対策を充実させるとともに、ユニット型を除く指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準として設定する居室の定員を、一定の要件を満たす場合には4人以下とすることができる旨の特例規定を設けるものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。ここで申し上げておきますが、常任委員会に付託を予定しております議案につきましては、議会の申し合わせによりまして付託を受ける委員会の議員は、議場での質問は極力避けていただきますようお願いを申し上げます。ただし、委員会のほうには市長、教育長は出席しておりませんので、市長等に対しての質問はその限りではありませんので、どうぞ御自由に質問してください。以上よろしくお願いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第20号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定につ
いて

○議長（中山五男） 日程第8 議案第20号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法等に伴う介護保険法の一部改正により、要介護度において要支援1または要支援2と判定をされた要支援者に対しまして、地域密着型介護予防サービスを行う指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の資格や指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を条例で定めることとなったために提案するものでございます。

条例中の申請者の資格及び基準につきましては、介護保険法施行規則や指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において、国が定める基準等をもって定めるところとなっております。

本市では、国が定める基準等を十分に検討した結果、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の資格は、従来同様、国が定める基準に基づき法人である者としております。

また、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準は、国が定める基準を基本としながら、一部独自規定を設定いたしております。独自規定の主な内容でありま

すが、議案第19号の指定地域密着型サービス事業者と同様、事業者に義務づける記録の保存年限を5年にするほか、事業者が行う非常災害時における連絡、連携体制の整備、避難訓練等の非常災害対策を充実をさせるなど、サービスの質の向上を図る仕組みとするものであります。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第20号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第9 議案第21号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第9 議案第21号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

昨年8月、地域の子供、子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て関連三法が公布をされ、放課後児童健全育成事業の対象範囲の拡充や事業の設備及び運営に関する基準の条例化が盛り込まれまして、市町村は放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことが義務づけられました。

本案は、この法律の趣旨を踏まえ、地域の多様な保育ニーズに対応できる仕組みづくりを進める一環といたしまして、現行の実施規程による放課後児童健全育成事業の運営方法を見直し、より明確で安定した子育て支援施策とするために条例化をするものであります。

主な内容は、現行の実施規程を基本といたしまして対象児童、放課後児童クラブの設置、開設日、開設時間、利用料などを定めております。特に対象児童の要件につきましては、保護者

の就労だけでなく、保護者の疾病や親族の介護などの事由を認めることも規定をするなど、現行制度を改善、補完するものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） この条例制定についてに付属してなんですけれども、場所が最後の別表に出ていると思いますが、荒川、江川、七合、境と全部同じ学校敷地内にあります。なぜ烏山小学校だけ、かなり教室があいていると思うのですが、一緒のところにはできないのでしょうか。こども館はかなり設備も古いですし、夏休み等はこども館としての利用がかなりされています。そのときに同時展開なので文教福祉常任委員会から2年間申し渡ししているんですが、変化がないのでお答えを願いたいと思います。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） ただいま川俣議員のほうから問い合わせのありました烏山第一放課後児童クラブ、それから、烏山第二放課後児童クラブ、それはいずれも、こども館にございます。

こども館につきましては、今、当初目的といたしまして家庭教育、それから放課後児童の施設として有効活用できると。烏山小学校に隣接していることもございまして、それからその当時は、たしか学校の統廃合の関係もございました。それで余裕教室がちょっと難しいだろうという点もありまして、今現在のこども館に移設した経緯があったのかなというふうに私は理解しております。

ただ、そういった中ではございますが、今、実は私ども内部で、教育委員会は教育財産としての用途廃止の手続もございまして、そういった関係もございまして、今の施設も正直老朽化も進んでおりますし、どういった方法論で放課後児童クラブを運営していったらいいかということで、今、教育委員会の担当課とも相談は始まったようなところでございます。

近いうちに、やはり総合計画の中にも今回計上してございます。今後、放課後児童クラブにつきましても、この場所につきましても対応を検討してまいりたいというふうに考えております。ちなみに、ほかの放課後児童クラブにつきましても、やはり運営上、学校とうまく連携を図っていかなければなりませんので、その辺も含めて今後施設のあり方等を検討していくことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） ぜひとも早急な解決を学校教育課とも連携を持ってやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 学童保育の条例の制定ということでございまして、6つの放課後児童クラブがあるんですけども、現在、平成24年度はおおむね1日何人ぐらい、多かったり少なかったりはするでしょうけど、子供を預かっているのか。そして、平成25年度はもう既に希望調査等をとられて、また、その見込み人数がわかれば教えていただきたいなと思います。

この条例の中で、小学校何年生までという規定がないですよ。これは非常にありがたいことで、塩谷町などでも小学校3年を4年に引き上げたというような話ですが、うちのほうはバス通学の子供が非常に多いわけですので、なるべくその子供の事情はもちろんです、保護者の就労とか疾病、親族の介護の事由も十分参酌して預かるということでございますので、本当にありがとうございます。そういうことで、人数がもしわかればお示しいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、ただいま平塚議員のほうから利用者数の内容についてお問い合わせがありましたので、こちらの資料の5ページをごらんいただいて、別表の施設ごとに上から順に利用者数を申し上げてまいりたいと思います。私のほうで2月1日現在で掌握をしておりますので、御承知おきいただければと思います。

まず、一番上の荒川放課後児童クラブでございます、41名。江川放課後児童クラブでございます、こちらは30名。烏山第一放課後児童クラブ、こちらは45名。第二放課後児童クラブ、こちら16名。それから、七合放課後児童クラブが16名。境放課後児童クラブが19名。ちなみに定員を申し上げておきたいと思います。参考にしていただければと思います。荒川放課後児童クラブが70名。江川放課後児童クラブが60名。烏山第一放課後児童クラブが50名。第二が20名。七合が30名。境が30名。

以上でございます。（「見込みはわからないかな、25年度の」）失礼しました。平成25年度の見込みでございますが、ちょっと数字的には若干変更があるかなと思うんですが、昨年度の平成23年度の申し込みですね、月平均が180名程度だと思います。今現在167名でございますので、若干の推移ということでやはり170名から180名の通常利用ですね、そのような形になろうかと思っております。

以上でございます。（「学年制限はないの」）はい。学年制限は当然ございません。今も学

年制限はない旨の取り扱いをしております、ただそれを今回、条例を制定するにあたって明記をしたということでございます。

以上でございます。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。了解。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 先ほどの川俣議員の質問と全く同じで恐縮なのですが、この烏山第一放課後児童クラブと第二放課後児童クラブ、これはこども館内に今いるわけでございます。先ほど川俣議員が言われたように、大変老朽化しております。烏山小学校、私は以前にもこのこども館に放課後クラブを持ってくるといったときに、いかなものかという意見を出した覚えがございますけれども、先ほど川俣議員のほうからも質問がありました。烏山小学校、耐震工事も終わっております。

今現在、何教室あいているのか。また、あけることが可能なのか。もしお答えできればその答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（中山五男） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私のほうからお答え申し上げたいと思っております。

議員の皆さん方も御記憶にあるかと思いますが、合併のさなか、子供の放課後の対策事業について放課後児童クラブの施策が、それぞれの町や市に実施する旨の通達がございました。烏山地区については、当初烏山小学校の南舎を当時使っておりました。1年生が使っておりましたが、1年生を少し本館にバックさせて、現在のこども館を整理するまでお預かりした経緯がございます。2年間ぐらいだったと思っております。その後、こども館が整理されて移管をしてございます。

現在、烏山小学校であいた教室があるのかといいますと、あいたという概念が非常に難しいんですが、学校長は低学年は1階、中学年は2階、高学年は3階というような使い方をしてございます。したがって、現在は1階南舎はフルに入っております。それから、本館の1階等も特別支援教育の教室として活用してございまして、この事業は大変大切な事業だと承知しておりますので、これから、こども課長と学校教育課長が学校と十分協議をして、空き教室が上階でも、放課後児童クラブの子供たちを預かることができるならば、可能性はあるかと思っております。現在、先ほど申し上げましたとおり、発達段階に沿った各階の活用をしております。現在のところは目いっぱい活用してございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、教育長の答弁を伺ってなるほどなと思う部分もございますけ

れども、ほかの小学校は全部学校の中でやっているわけですね。それで、こども館、大変老朽化しております。同じ烏山小学校に通う子供がほとんどだと思います。であれば、なぜあの烏山小学校だけが、あいていない場合は別ですが、恐らく荒川小学校においても、江川小学校においても、ほかの小学校においても、今、教育長が言われたような考えで学校教育にあたっているんじゃないのかなと思っております。

その中をやりくりをして、今、小学校の施設の中に放課後児童クラブを置いているという状況からすれば、烏山小学校もそのような前向きな検討をして、ぜひほかの学校と同じような形でこの烏山第一放課後児童クラブ、第二児童クラブ、これを学校の施設内に収めるように努力をしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） ただいま久保居議員の考え方、まさに私も同感でございます。学校教育課長とこども課長が十分協議をして、久保居議員の、そして川俣議員の願いにかなうように最大の努力をさせていただきます。現状としては、先ほど申し上げました現況でございますので、これをこれからの子供たち、そしてやむなく、あるいは放課後児童クラブが好きでここに学んでいる子供たちを大切にさせていただきたく思いますので、しばらく時間をいただければと思っております。

以上でございます。

○5番（久保居光一郎） 了解しました。

○議長（中山五男） お諮りいたします。上程中の議案第21号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第10 議案第22号 那須烏山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第10 議案第22号 那須烏山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、措置法により国が緊急事態宣言をした場合、市は直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置をする必要がありますことから、対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

主な内容は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う対策本部の設置、対策本部の所掌事務、本部長ほか対策本部の部員と職務、対策本部会議の招集、部の設置等を規定するものであります。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第22号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第11 議案第23号 那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第11 議案第23号 那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

本案に対して提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定に伴い、本市の歯及び口腔の健康づくりの推進に関し基本理念を定め、市民、市の責務及び歯科医師等並びに保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び事業者の役

割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定め、総合的かつ計画的な施策を推進し、市民の生涯にわたる健康の保持、増進を図るための条例を制定するものであります。

主な内容でございますが、基本理念といたしまして、全ての市民が生涯にわたり、みずから歯及び口腔の健康に取り組むこと、全ての市民が発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じた良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備、保健、医療、福祉、教育その他関連施策の有機的な連携を定めております。

この基本理念にのっとり、市の責務、市民の責務、歯科医、歯科医師等の責務、関係機関の役割、事業者の役割を定め、市においては市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を実施することといたしております。

さらに、市では、基本的施策を総合的、計画的に実施するための行動計画を策定し、必要な財政措置に努めることを定めるものでございます。

何とぞ慎重に御審議を賜りまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今、市長の提案理由の説明の中で、推進するにあたって基本的施策の総合的かつ計画的な実施を図るための行動計画を策定するというような説明がありましたけれども、いつごろまでにこれはつくられる予定でしょうか。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 市のほうではこの条例に基づきまして、今後市の行動計画を策定することになりました。こちらにつきましては、条例の法律等を勘案しまして、国のほうでは厚生労働省のほうでおおむね6月程度に行動計画の内容の詳細について方針を出すということでございますので、その国の方針等を見ながら、早期の対応をするということで考えております。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 健康で一番大事なところでございますので、大変いいことだとは思いますが、この条例について、現在、小中学校で今、虫歯とかいろいろな検査をしていると思うんですが、栃木県内で那須烏山市の子供たちはどのような状況にあるのか。ちょっとわかる範囲でお願いしたいと思います。

あと、今、平塚議員も言いましたが、その目標に向かってやはり目標があるんだと思いますが、どの程度そういう子供たちをこれから全国一虫歯のない那須烏山市にするとか、そういう東北では秋田県かどこかで全国一だそうですが、そういう目標を持ってやるのかどうか。その2点について。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） まず、第1点目の現状でございます。現状につきましては、特に3才児健診時における虫歯のない子の割合、これが県内においてもちょっと成績が悪いという状況で、低位の状況であるという状況でございます。

それからもう一つは、60歳以上で自分の歯24本以上持っている方、基本的な指標を定めてやっておりますが、60歳以上で24本以上の自分の歯を保有する割合がやはり県内での比較からするとかなり悪いという状況がございます。こちらを改善したいというふうに考えてございます。

それから、もう1点の今後のこの条例を制定することによっての目標でございます。これにつきましては、やはりまず、市民の皆さんの健康づくりということで、歯と口腔の健康というのはいわゆる脳血管疾患、それから虚血性心疾患、こちらの要因が歯から来る生活習慣病を含めて関係しておりますので、そちらをカバーすることによって、まず歯と口腔の健康を通して、県内でもトップレベルの健康維持ができるような目標値を立てたいというふうに考えてございます。

ちなみに参考でございますが、この14市の中でもこういった歯科条例をつくるについては、現在のところ1市だけになっておりますので、そういったことでありますので、規範的な条例をつくりましてトップレベルの健康づくりの目標を立てたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第23号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 議案第24号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の制定について

○議長（中山五男） 次に、日程第12 議案第24号 那須烏山市道の構造の技術的基準

及び道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法に伴う道路法の一部改正により、市道の構造の技術的基準並びに道路標識のうち案内標識及び警戒標識の寸法を条例で定めることとなったために提案をするものでございます。

条例で定める基準や寸法につきましては、道路構造令及び道路標識、区画線及び道路表示に関する命令で国が定める基準等を参酌をして定めることとなっております。本市では、国が定める基準等を十分に参酌した結果、市道の構造の技術的基準は従来同様、国が定める基準と同一の基準を設定することといたしました。

具体的には、市街地を形成する地域の道路を第4種道路に、一般的な地方部の道路を第3種道路に区分し、区分に応じた車線数や路肩の幅員、歩道の設置基準、設計速度の基準、勾配の度合い、舗装の基準、トンネルや橋を設ける場合の構造の基準等を定めております。

ただし、栃木県が県道に関して定めた構造の基準と同様に、地域の実情を踏まえた独自基準として、車線の数には計画交通量のほか、地形の状況、その他の特別の理由を勘案して定めることができることにいたしております。

また、道路標識のうち、案内標識と警戒標識の寸法は、基本的に国が定める基準と同一の基準を設定しておりますが、交通の安全、円滑な交通の確保に支障のない範囲で、道路の形状、交通の状況等に応じた寸法、文字の大きさを設定できるよう、条例において基本的な事項のみを定め、詳細は規則に委ねることといたしております。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 道路の構造とか技術的基準あるいは標識に関する条例ではありますが、今まで現在ある道路、これをこの基準を満たしていない場合はどうなのか。こういうことはこれからどういうふうに検討するのか。それとも既存のものはそのままがいい。それで、新しいものに関してはこの基準に準用してくださいというような態度なのか。その辺の見解をひ

とつお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の御質問にお答えします。

道路の構造につきましては道路構造令に基づいてつくっております。これは通行の安全という観点から、この道路構造令がありますので、これに基づいていますので、今までの道路も大部分はこの構造令に基づいてつくっております。これからも、今度新しくできた条例に基づいて道路をつくっていく予定でございます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） そうすると、今までの道路もこの基準に従って道路を建設した。これからもこの基準でやっていくんだ。外れていた道路というのは、小さい道路があるわけですね、町道なんかでも。その分に関しては、その他の町道とかに関しては裁量は市に任せると、これから改良するにしても、この基準じゃなくて、独自の細則をもって対応する。こんな考えでよろしいんですか。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の樋山議員の御質問は、昔からほとんど改良していないような道路を簡単に舗装したという御質問だと思うんですね。これについては、確かに今後は、整備するときにはこの新しい条例に基づいてやるというのが基本だと思います。通行の安全という観点から言うと、やはり条例等に基づいてやる。今まで昔からある道路については、それなりに補修等は現状に合わせた形でやるしかないと考えております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） それでは、今の市のほうで積極的に展開をしている道づくり、これはどういうふうな対応になるのか。これ自体は別に厳しいというか、その標準の規則には外れて市のほうの考えでまたできるのか。その辺のところはどういうふうな見解を持っているのか。これは道づくり事業との関連があるので、その辺は細則でやるとか独自の判断でできるというような解釈なのかどうかをお伺いいたしますが、どうですか。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の樋山議員の御質問、ふれあいの道づくりということではいろいろな箇所をやっております。ふれあいの道づくりは、市道もしくは生活道路ということで認定外道路ですね。これの整備になっております。やはりある程度の基準をつくって通行の安全を確保しなければなりませんので、ふれあいの道づくり等については細部の規則みたいなものをつくって運用していきたいと思っております。

以上でございます。

○18番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第24号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、経済建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第13 議案第25号 那須烏山市営住宅等の整備基準に関する条例の制定
について

○議長（中山五男） 次に、日程第13 議案第25号 那須烏山市営住宅等の整備基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整理法に伴う公営住宅法の一部改正により、市営住宅及び共同施設の整備基準を条例で定めることとなったために提案するものであります。条例で定める理由につきましては、公営住宅等整備基準において国が定める基準を参酌して定めることになっております。本市では、国が定める基準を十分に参酌した結果、従来同様、国が定める基準と同一基準を設定をすることといたしました。

具体的には市営住宅を新たに建設する場合の敷地選定にあたっては、災害の発生の多い土地や居住環境が著しく阻害されるおそれのある土地はできる限り避け、入居者の日常生活の利便を考慮をして選定することといたしております。また、住宅自体の構造基準といたしまして、住宅1戸の床面積を25平方メートル以上とし、児童遊園、集会所、広場などの共同施設を適

切に配置することなどを定めるものでございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今の市営住宅整備について何点かお伺いいたします。

4条の公営住宅等安全衛生、美観等を考慮しと書いてありますけれども、旧烏山の市営住宅におかれましては随分古くて、これにはちょっと適合していないのが多いのかなと思っております。そういう中では、国の基準で今後、新規建築についてもそれをやっていくということなんですが、今の市営住宅の建てかえとか取り壊しとかいろいろ考えていると思うんですが、その辺のところをまず1点お伺いいたします。

そして、最後の15条、集会所の位置及び規模または敷地内の戸数に合わせて、入居者の利便を考慮した児童遊園とかそういう集会所、こういうのは現在、各自治会で建てていると思うんですが、今後、役所でそういうものは設置してくれるのかどうか。その点をお伺いするものであります。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 滝田議員の御質問にお答えします。

第4条の公営住宅安全衛生ということになっております。これにつきましては、今後つくる住宅に適用になるんですが、今ある住宅につきましては、今後一部ずつ改修するとき、少しずつ考えていきたいと思っております。

それと、15条の集会所等、これももし今後大規模な市営住宅等を考えるときは、この条例に基づいて実施を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今、4条については改修時に考えるということなんですが、現実に神長にあります市営住宅については3班、5班で今では30戸あるうち8軒しか入っていない。今回、募集をかけて5軒入って13軒。あとまだ17軒があいている。そういう中で、実際住めないところもあるわけですよ。床が抜けちゃっているような場所は御存じだと思うんですが、そういうのは統一して少しずつ1棟ぐらいつつ建て直していく。そういう考え方ができるのかできないか。予算もあるでしょうけれども、そこら辺のところも含めてお伺いをするものであります。

それと集会所、これは栃木県の場合は今までも自治体が少ないものですから、宝くじとかそういうのをやると、茨城とか群馬から見れば優先順位が案外早く回ってきて、要するに補助金をもらっては建てるというのが多かったんですが、今回はそういう点については市営住宅をつくる時は市で設置をするというような考え方みたいですから、ぜひとも周りの、自分のところの話をするとおかしいんですが、私どもの集会所も昔の学校の跡なものですから、歩いていると下が見えちゃう。冬場は涼しく、夏場は暑くという建物なものですから、ぜひともそこら辺も含めて検討していただきたいと思っているんですが、そこら辺についての考え方はいかなものでしょうか。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の御質問に答弁いたします。

市営住宅神長なんですけど、大変老朽化が著しく、一部水はけが悪く床が抜けている部分があります。そういう部分は、今後取り壊ししていく予定でございます。平成25年度の予算の中に、市営住宅を含めた住宅の整備の考え方があります。その中で神長住宅の点も考慮に入れながら、平成25年度中には委員会で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） そういう中では、旧烏山地区なんですけど、城東、滝田、神長、そして旭、そして市有住宅があるわけですよ、運動公園の前に。そこら辺を見てもう大変言い方は悪いんですが、よく住んでいるなという部分も何箇所もあるわけですよ。家賃が安いからしょうがないだろうという部分もあるかもしれないけれども、ぜひともそういうのはほかから見て、優先的に1回ずつ見て回って優先順位をつけて、いろいろな方法を考えていただきたい。そういうお願ひをしたいと思うんですが、そこら辺も含めて答弁をいただければありがたいと思っております。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 特に、滝田議員の御質問のとおり、旧烏山地区の市営住宅は昭和29年以降につくった大変老朽化の著しい住宅です。私どももよく現地を見ております。ただ、家賃等が安い部分があるので現在住んでいる方も多々いるというのも現状でございます。

こういう状況を平成25年度の委員会等で十分調査しながら、今後の方針を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山五男） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第25号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第14 議案第26号 那須烏山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第14 議案第26号 那須烏山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法に伴う高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、都市公園において不特定多数の者が利用し、高齢者や障がい者などが利用する施設を新設、増設、改築する場合にバリアフリー化を推進する観点から、設置基準を条例で定めることとなったために提案するものであります。

条例で定める基準につきましては、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で、国が定める基準を参酌して定めることとなっております。

本市では、国が定める基準を十分に参酌した結果、従来同様、国が定める基準と同一基準を設定することといたしました。具体的には園路及び広場を設ける場合、幅120センチメートル以上の出入り口を1つ以上設け、通路は原則として180センチメートル以上とし、地形の状況によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設するほか、駐車場を設ける場合は幅3.5メートル以上の車いす使用者駐車施設を設置することなど、バリアフリー化を推進する基準を定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第26号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第15 議案第27号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第15 議案第27号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術者の資格等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法に伴う水道法の一部改正により、水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事の基準並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を条例で定めることとなったために提案をするものであります。

条例で定める資格基準につきましては、水道法施行令において国が定める基準を参酌して定めることとなっております。本市では、国が定める基準を十分に参酌した結果、水道布設工事監督者は、安全性の確保の観点から、従来同様、水道施設の新設、増設または改造の工事を行う場合に配置することとし、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格については、従来同様、大学の土木工学科において衛生工学または水道工学を修学した後、2年以上の水道技術の実務経験を有する者など所定の資格を有する基準を定めるものであります。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第27号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第16 議案第28号 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第16 議案第28号 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、これまで常任委員会、議会運営委員会または特別委員会においてのみ開催できた公聴会や参考人招致が、議会の本会議においても可能になったため、公聴会参加者や参考人出頭者に対して実費弁償できるよう、所要の改正をするものであります。また、この改正にあわせまして、現行規定を見直し、規定を再構築するものであります。

具体的には、第1条におきまして、実費弁償すべき機会に、地方自治法公職選挙法、農業委員会等に関する法律のほか、個別法や条例の規定に基づき出頭する場合に対応する趣旨規定にしております。

第2条におきましては、証人等の対象に、議会の本会議における公聴会参加者、参考人、出頭者を加えたほか、趣旨規定の公職選挙法に対応し、公職選挙法第212条第1項の規定により、市の選挙管理委員会の求めに応じて出頭した者を加えております。

実費弁償の根拠と支給方法は、第3条と第4条とに分けて規定を詳細化いたしております。また、別表は市職員等旅費条例との整合を図り、鉄道運賃及び船賃を鉄道賃、船賃及び航空賃とし、車賃の算定に距離換算のほか、タクシー、バス等を利用した場合の実費弁償できるようにいたしております。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、

提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございますが、地方自治法における市とか監査とか、選挙管理委員会等の出頭に応じて証人とか参考人が来た場合の実費弁償の基準を定めるということでございますが、この法第100条第1項というのは例の100条委員会ですかね。それと、法第115条の2の第2項（法第109条第5項）というのは、参考人として委員会とか特別委員会に呼ぶということなのか。199条第8項というのは監査委員が要請して出頭した場合のものというふうに思われますし、公職選挙法212条の2の1項というのは、市の選挙管理委員会が要請して参考人とか公聴人とかいう形で来て意見を述べるというものだと思うんですが、その上の2つについて、第100条第1項と第115条の2の2項、これはどういう内容なのか、この点について説明をいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 提案説明の中に冒頭市長が申し上げましたとおり、今回、地方自治法の改正に伴いまして所要の改正をしたものでございます。御質問の件でございますが、まず、第100条第1項の後段が改められたことによりまして、こういう形で改正したものであります。100条委員会では議会が設置するものでありまして、改正前から参考人招致ができるということでございますので、2号につきましては後段の文言改正によりこのように改正に至った。

次の3号が今回、改正の大きなポイントでございます。従来は常任委員会とか議会の特別委員会でのみ証人の参考人招致とかができなかったわけなんですけれども、今般の地方自治法改正によりまして、この本会議の席上におきましても参考人とかそれを招致できるという改正になりましたので、これらを改正したものでございます。

公職選挙法はよろしいですか。（「わかりました」の声あり）

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第29号 那須烏山市職員等旅費条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第17 議案第29号 那須烏山市職員等旅費条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化法の一部改正により、昨年10月1日から郵便局株式会社と郵便事業株式会社が合併をいたしまして日本郵便株式会社となったことに伴い、那須烏山市職員等旅費条例において郵便事業株式会社を引用する条項を整理し、旅費支給事務の適正化を図るための規定の整備を行うほか、あわせて旅費や費用弁償について定める那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定を整備するものであります。

第1条の那須烏山市職員等旅費条例の一部改正の主な内容は、新たに目次を付し、議案第28号で改正をいたしました那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例との適用関係を整理を

する規定を設けるほか、出張命令等の手続規定を整理しますとともに、陸路の路程の算定を郵便事業株式会社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程から国家公務員と同様に地方公共団体の長その他当該路程の計算において信頼するに足るものによる証明された路程に改めております。

また、鉄道賃に座席指定料金に係る規定を追加し、急行料金支給の特例を設け、車賃では距離換算のほか、路線バス等の交通機関、タクシー等の規定を追加し、実態に即した内容に改めております。

さらに日当では、現状に即して県内日当のほか、常陸大宮市等の隣接自治体も支給しない取り扱いに改正をし、別表では車賃を本則に規定をしましたことから除外し、これまで職種によって区分をしていました食事料を1,900円に統一をするというものであります。

第2条的那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の第3条的那須烏山市非常勤特別職員の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、第4条的那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例につきましては、車賃の取り扱いを市職員の取り扱いと同様にするほか、別表における表の構成を統一化するものであります。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第29号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第30号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第18 議案第30号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、退職、採用、異動等による職員数の変更により、職員定数を259人と設定するために所要の改正をするものであります。現在の職員定数は、平成24年3月議会の改正によりまして268人と設定をしておりますが、平成25年度には259人になるためでございます。この条例上の定数は、市長、副市長、教育長と南那須地区広域行政事務組合の派遣職員等を除いた数を計上しておりますことから、これらを加えますと総数266人でございます。

また、平成24年度の268人と比較をいたしますと9人の減であります。その内訳は、平成24年度末の定年等退職者が22人ございまして、平成25年度新規採用者が13人でございます。

部局ごとの職員数内訳は市長の事務部局の職員を204人から205人にし、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員を53人から43人にいたしております。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第30号の市職員定数条例の改正については、先ほど提案理由があったとおりでございますが、本日の朝、3月31日付をもって退職される職員の皆さん22名、それと新規採用で4月1日付で職員となられる方が13名ということでございまして、22名おやめになって13名入るわけでございますが、そういうことでありますと、今現在や

っている仕事の分担とか処理量というか、そういうものは十分なのか。そういうものも参酌して、この新採用を採用されたというふうに見てよろしいのかどうか。その辺の9名、1年前の定数から見て現在の定数が9名減るわけですよ。そういうのの仕事上に問題がないように新採用を採用されたと思うんですが、その辺の御苦勞のほどがあればお示しいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） お答え申し上げます。

職員定数につきましては、この人数でスムーズに仕事が回るのかどうかというお話だと思っておりますけれども、まず、採用職員の数の決定でございますが、6月末日で定年退職者はわかりますので、60歳到達前の早期退職の方につきましては6月30日までで一応本年度やめる方の意向を把握しまして、定年退職者と早期退職者の数を見ながら翌年度の職員採用計画を立てるわけでございます。

そのときにまず問題になってくるのが人口110人に対して何人か、120人に対して何人かとか、どこまで削減できるかという話でございますが、現状ではまだ合併して8年なんですけれども、本庁方式をとっておりませんので私個人の考えでありますと、この数字が現状におきましては最少なのかなという感じを持っております。

今後、耐震等を含めまして、本庁、分庁、決定すれば、本庁方式になれば当然窓口なんかも一本化されますので、まだまだ削減の余地はあるのかなと考えておりますが、現在の分庁方式をとっている以上は、私個人の考えで申し上げますと、いっぱいいっぱいなのかなという感じがしております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことございまして、もちろん今まで長きにわたってそれぞれの旧町、そして新市の発展のために貢献されてまいりました退職者の皆さん、本当に御苦勞さまでございました。それが22名ということで、今まで職場の中では超ベテランということでやられてきたわけですが、その大変有能な人材が退職されまして、新しい職員の皆さんは13名ということでございますので、それもある程度の教育期間とか実務の訓練を受けないと本来の仕事ができないのかなと思いますので、したがって、定員は259名というふうにはなっておりますが、実際これが本当に今の事務量をきちんとこなすという意味においては、少し時間が必要なのかなと思われまますので、特に残られた職員の皆様方にはその分、さまざまな点で大きな負担が行くのかなと思うわけでございますが、その辺、加重労働で体など壊さないように職場内で十分連絡調整と体制を整えていただいて、市民のために仕事に邁進していただき

たいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中山五男） ほかに質疑はありませんか。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、同僚議員から定数の問題が出ましたが、これはなかなか新人の職員が実際本当に実務能力がつくまでには最低でも5年、職場によっては10年と、こういう長きにわたらなければ、新しく成長する人たちが即課長あるいは補佐、この辺の人が退職していくのでありますが、その補佐あるいは課長クラスの人を補充ということか。あるいは今の次の人たちを昇格させるのか。こういうことではありますが、それでも私は仕事量をこなすだけの人数がない。だから、これはこのサービスを徹底させるには、退職した人をもう1回臨時でも何でもいから採用をして、確かに新しくなった課長はやりづらいかもしれないが、仕事の補佐をしなければサービス低下につながるんじゃないかと。私は考えるのでありますが、市長なり総務課長なり、どういうふうな考えを持っているのか質問をいたします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） それでは、御指名ですから私のほうからお答えをいたしますが、今、国では公務員制度の改革の中で、なかなか方向性が見えてきていないんですが、定年延長制を今論じているところでございます、65歳までの。

やはりそれにあわせまして、市のほうもそのような考え方で、定年延長ということではございませんが、身分は嘱託ということになります、専門職を有している職員の方、あるいはそういう仕事について精通をされている方、そういう方は今でも嘱託職員でしっかりと職務に精励をされております。今後もそのような考え方をとっていきたいと思っております。

○18番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第31号 那須烏山市消防団設置条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第19 議案第31号 那須烏山市消防団設置条例等の一部改正についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第31号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団組織再編に伴い、消防団員定員660人を652人に改正し、消防委員会の委員の消防関係者定数を現行の本部役員経験者2人、団長1人、副団長2人の合計5人から、当分の間、副団長を1名増員するため合計6人以内に改正し、本部部長職の廃止に伴い報酬に関する規定を改正するものであります。

これに伴いまして、関係をする那須烏山市消防団設置条例、那須烏山市消防委員会設置及び運営条例、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に所要の改正を行うものでございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 二、三点質問いたします。

ただいま那須烏山市消防団設置条例の一部改正についてでございますが、その後、消防団員の見直しということでございます。現在は660人、今度は652人ということは8人の減なんです。この間全員協議会でもいただきました消防団の団員、部団の割合が出ていますが、これを見ますと、私、全然感じなかったんですが、旧団員の数が現在が正しいかどうか私

はわかりません。

しかしながら、これを見ると、旧烏山、1分団、2分団、3分団、4分団全部これ平均すると32名の増なんです。旧南那須、これは全部減なんです。これは消防団の考え方がちょっと委員会でも承認されたとなつていますが、その考え方についてどこが適当で、旧南那須は多かったのかどうか。そんな考え方も踏まえてお聞きしたいと思います。

それと、この問題は今、もう3月1日付で団長のほうから各支部へ回っているんですね、文書がね。きょう決定するわけですが、さも決定したかのような文書が回っています。団員は急遽決まって、極端な話、例を言いますと、一応今回、定員が13名ということであちのほうはなつたんですが、もう各支部は団員の若い人を入れるために前々から見つけているんですね。これ、文書が来たからって、3人でもう1回消防やりたいんだけどという人が定員削減ということになりましたので、なかなか退職せざるを得ないという現状が旧南那須では回っています。

それは何でこうなっちゃうのかというと、辞令ときょう決めることがせつば詰まっているんですね。もう1年前にこういうことがあるんだよとか、きちんとしないと、団員は消防やりたい人もやりたくない人もいるんだろうけど、やはり消防で教育というか、地域の中でやりたい人は仲間ですから、1人欠けても難しいんですね、小さい部落はね。

本当に消防団の意義というのは定員なのか。そういうことも含めて考え方、もう少し考えてもらいたいと思います。本部で上のほうで決めるのはいいですが、1カ月にも満たないところでびしっと決められて、大変今各部は苦勞しているんですね。烏山はないですよ、みんなふえているんですから。だから、そういう考え方、どういうふうになつてこうなつたのか。その1点。

あともう1点は、これ、支援団員も見直しということになりますが、これはこの間も全協で聞きましたけれども、9年以内、任期4年でみなし9年、この9年という意味がわからないんですが、あと退職金、報償金の支給14万4,000円、これはどういう形で何年以上で支援団員に出るのか。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（中山五男） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） ただいまの消防団の組織再編に基づきます定数の見直し、その質問に関しましてお答えをさせていただきます。

今回、660人から652人に8人減にした内訳でございますが、まず、先ほど説明がありましたように、副団長を3名、本部部長を廃止するという事で、それらに伴いまして消防団の本部分団長会議等において、やはり団長の事務量、また正副団長で協議する、対応するものもふえてくるということで1名増にさせてもらいたい。そのようなことで副団長1名増で、今現在は本部部長2名、その1年前が本部部長4名ということで昨年条例改正しておりませんの

で、本部部長が今回4名減になります。それと、旧南那須の三箇の部が1部統合になりまして、マイナス13名の減。それと、女性消防団については2部制をとりまして、今まで18名ということでしたが、13名ずつの2部で26名でプラス8名。このプラスマイナスありますが、これでの調整でございます。

各部の定員につきましては今回見直しを行っておりません。ポンプ自動車配備のところについては16名、小型ポンプ自動車配備の部については13名、この考え方につきましては、統一した那須烏山市消防団においてはここしばらく継続している定数でございます。

また、烏山地区第1分団なんですけど、ここは大きなポンプ自動車、大型4トンベースのものを持っているということで20名の定員、そのようなことで、各部における定数についてはこれまでと同じ考え方であります。

そこで、定数減というようなことで今お話がありましたけど、私どものほうでは今現在は660名の定数の中で、現団員数が638名ということで定数を満たしておりません。ですので、私どものほうでも各部におきましていろいろ状況がございます。合併して一気に減らすわけにいかないから、順次減らしていこう。また、やはりちょっと調整がつかなくなって入りたいという方をこのときに入れないと入ってくれない。そのようなこともあって、若干定員をオーバーしている部についても認めている状況でございます。そのような状況で定数管理はさせていただきます。

なお、今回、今年度末に改選を行いますが、そうしますと、改選を行って団員の数がふえてくるということはないんですよ。今までも順次若干ずつ減っているような状況があります。そのような状況もありますので、それらを込みにして、ある程度先ほど言いましたように各部の定数についてはこれを守っていただくという方針で、またトータルの中では調整をさせていただきたいと思っております。

それと支援団員の運用の見直しについて質問がございましたが、支援団員につきましては、やはり日中、会社勤めの方が多くて消防自動車が出せないとか、そういうところが若干出てきているという状況もありまして、緊急避難的に正団員と異なる待遇で採用をしているわけでございます。この団員については、日中で今までは自分のところの部のみということですが、今回はこの分団の出動範囲ということで若干広げさせていただきました。

しかしながら、支援団員については、消防団員と同じような退職報償金と公務災害の補償の負担金を私どものほうでは支払いをしております。1人当たり年間約2万円程度になります。これらの負担もしている状況で、また今回、ちょうど4年目になるということでやはりそのほかにそのような地元において、消防自動車を出していただけるような方はなかなかいないという意見もありましたので、その5年以上9年までは退職報償金14万4,000円出るわけなん

ですが、ここら辺までのものについては認めましょうということで9年以内という考え方をとらせていただきました。

以上です。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 答弁をいただきました。現実、今、課長が言いましたけど、現実には本当に通報が来まして、今、団員が本当に苦労して新団員を3人も入れちゃって、これ、定員の制限がありまして実際そういうことが現実あるんですよ。それをやむなくそれでそう決まったかのように、議会が終わっていると言っているんで、まだ決まっていないんだ、まだという、ここ一番ですね、最終的にはね。そういうことを3月6日付でもいいんじゃないんですか、これ、そういうことは。こういう文書を出すのはね。議会で決まって初めて指示するものですから、私はそう思っています。

そういう中で、やはり早く1年前に団員は一生懸命やろうとしているので、こういう人事削減とかそういうものは、前もって、1カ月もならないところでばたばた騒いでいないで、もう少し余裕を持って、団員も一生懸命やろうとしているんですから、もう本当に決まっちゃったところなんかいっぱいあるんですよ。やむなく、お前やめろということになっていますので、課長が言うほど甘くはないと思います、末端はね。それだけは言うておきます。

あともう1点、支援団員の件については、報償金をやるということはいいことだとは思いますが、これ、正団員は万が一10年だと同じになるんでしょうか、9年以上だと、これ。幾らぐらいもらえるのかちょっとそこだけ。

○議長（中山五男） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 細かい金額はちょっとありませんが、10年以上になりますと約18万円ぐらいになるかと思います。

○議長（中山五男） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） そうすればもっと正団員をもっと多くしてもらいたいと私は思っております。なぜかという、やはり考え方が支援団員とはまた違うんですね、全然。常に密着して集まって会議をやったりということなので、支援団員が14万円、9年以上でもらって、10年で18万円の4万円の差ですからね。その辺は、それが適当だといえば適当なんだろうけど、もう少し正団員のほうへ、それならば考えてみてもいいのかなと私は思っています。

あともう1点、ちょっと考えてもらいたかったのは、支援団員でも65歳になったときは大体やめるということになっていますね。ただ、地域の常備消防をやって65歳で現役ですばらしい人がいっぱいいるんですよ。そういう人はまた近くにおいて何もやっていませんので、かえってその普通の人じゃ優秀な技術を持ってやってきたんですから、65歳だからってそういう

人を、特別そういう考え方を变えてね、そういう人にはちょっと残ってもらうとか、そういう発想もあってもいいのかなと私はずっと思っていたんですが、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（中山五男） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） それでは、支援団員につきましてですが、先ほども私のほうで説明しましたように、どうしてもその団員の確保が難しい。また、会社員の方が多くて地元で昼間残っていない。そのような厳しい状況があるということを鑑みまして、苦肉の策として支援団員制度を採用したわけです。これをどんどん拡充して、また支援団員の果たす役割をどんどん拡大していくということは、正団員の本来の活動を若干阻害するような面も出てくるのではないかなというふうに感じられます。支援団員については訓練とかそういうところへ出ない。また、点検とかそういうときも出勤しない。そのような状況もあります。ですので、そこら辺をよく今後消防団の分団長等の会議においても協議をさせていただきますが、支援団員のあり方については今後検討もさせていただきたいと思えます。

それと、年齢につきましては、今回、資格要件の中で年齢65歳までの者ということでこれまでしておりましたが、65歳になった年度末までとし運用するというので改めさせていただきました。先ほどの佐藤議員の要望からすると変わったところはないんですが、これは年齢制限等については消防団の役員会の中でもちょっと議論はあったことですが、やはり消火活動とかそういうものをお願いするものは、ここら辺で消防団の団員との関係もあって限界ではないかなということで今回もそのような運用をさせていただきたいと思えます。

なお、先ほど言われました地域で消防技術に熟練した方、また、これらの能力等を十分に発揮できる方、65歳以上、65歳というと高齢者には入りますが、まだ非常に若いので、地域の力になっていただかなければいけないと思えます。

ですので、私どものほうでも今、自主防災組織等、また地域における防災力の向上ということで、前回の議会のときにも出ました防災士等の養成、そのようなことも検討しているところでございます。ですので、そういう面で地域で力を発揮できるような機会をつくっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第31号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時11分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第20 議案第32号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第20 議案第32号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年の地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を法定限度額に引き上げるものであります。主な内容は、賦課限度額を地方税法施行令に規定する法定限度額に合わせて基礎課税額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金課税額を13万円から14万円に、介護納付金課税額を10万円から12万円に改めるものであります。

平成24年度において賦課限度額を超える世帯は135世帯であり、今回の改正により540万円の増額が見込まれております。なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会において認められておりますことを申し添えます。

以上、慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 国民健康保険の関係なんです、市の条例を改正するのであれば、1ページの第1条なんです、国民健康保険の被保険者であるという資格云々で世帯主に請求する。そういう話なんですけれども、これをもし改正するならば、今、夫婦、親子、兄弟でもお金は別ですから、当人に請求するという考え方ができないかどうか。まず、1点お伺いをするものであります。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 個人課税ということなんです、お答えしたいと思います。

国民健康保険税の場合は納税義務者が世帯主になっておりますので、世帯主に納税をしていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 昔は国民健康保険の保険証は家族1枚で来ましたよね。今はみんなめいめいですから、それを考えればそれもおかしくないかなと。

それと、同じ一軒で住んでいても二世帯住宅も昔は電気料からみんな一緒だったんですが、今、電気、水道、ガス、みんな別に請求が来ているわけですよね。二世帯であっても別な請求で、なぜかという最後はもうみんな親子兄弟でも一軒のうちでお金しかないんですよ、もめるのは。そうしたら、当然これは別に請求するべきだと私は思うんですが、やはりこれ、改正するんですから、条例改正ですから、思い切ってそういう……。そういう案は出ませんでしたか。

○議長（中山五男） 市民課長、法的にそのようなことができるのかできないのか。その辺のところを含めて答弁してください。

平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） はい。当市ばかりじゃなくて、ほかの市町村も世帯主ということで納税義務をしておりますので、もし仮にそういう方がいらっしゃる場合は世帯分離というようなことをされれば、世帯主がそれぞれ別々になりますので、別々な納税ということになります。

すので、そこら辺はよろしく願いいたします。

○14番（滝田志孝） 了解。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 国民健康保険税の最高賦課限度額の値上げということでございますが、本市におきましては所得割、資産割、均等割、平等割、世帯割というふうになっていますが、お隣の高根沢は資産割をなくしたのかな。そういうような県内の事例もありますが、本市内においては当分の間、その4つの区分で賦課していくというような考え方なんでしょうかね。高根沢はその資産割を減らして引き下げたと聞いていますが、どうでしょうかね。

○議長（中山五男） 平山市民課長。

○市民課長（平山 隆） 平塚議員の質問にお答えしたいと思います。

県内市町、3課税方式とか2課税方式とかいろいろな方式はとっておりますが、所得割の部分は持っている財産について資産割がかかるものであって、そこからは財産というのは生まれないわけなので、それをなくす必要が随分多くなっております。また、所得割を例えば3割だったのを2割に下げるとかという方向性はございますが、本市の場合、平成20年度に税率改正をしたままで今まで据え置いておりますが、これから税率改正なども視野に入れた協議をしていかないと一般会計の繰り入れとか基金も底をついている状態なので、資産割を下げると所得割とか均等割、平等割を上げるという方向性は間違いないと思います。

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第32号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは先ほど提案理由がありましたように、国民健康保険税の最高賦課限度額を平成23年に制定した法定限度額に引き上げるというものでございます。具体的に言えば、現在、73万円の最高限度額を全体で77万円、4万円ふえるということでございます。

もちろんこれについてはうんと収入、所得がある人がかかるから、それを上げたほうがいいんじゃないかという論議もあることは十分わかります。しかし、国民総所得が市内においてもここずっと減らされてきている。そこへ不動産についてもどんどん価値が下がっているんです

ね。しかし、その不動産鑑定見直しはされないで、要するに、そういうものについて今まで同様に賦課してきたものを、またさらに上げるわけでございますので、そういう最高限度額を引き上げますと、先ほども課長のお話にもありましたように、今度は一般の国民健康保険税の納税者にも負担を求める。こういうふうになって値上げになるというふうに思います。

やはり命にかかわる社会保障制度でございますので、一般会計からの繰り入れをうんとふやすとか、県の全国でも最下位のような各市町村の国民健康保険会計に対する補助金をふやさせるとか、そういう形でこの国民健康保険税の値上げにつながらないような方策をとっていただきたいなというふうに考えます。そういう意味での今回、国民健康保険税の最高限度額の引き上げには同意できないということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立多数と認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第33号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施設施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（中山五男） 日程第21 議案第33号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施設施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第33号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とする、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施設施策を講ずるための関係法

律の整備に関する法律が、平成25年4月1日から施行されることに伴い、条例本文中に障害者自立支援法を用いている関係条例の法律名を整理するものであります。

関係条例は、那須烏山市寝たきり老人等介護手当支給条例と那須烏山市障害者自立支援法施行条例でありまして、いずれも障害者自立支援法を地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の一部改正をする内容でございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 地域社会の共生実現に向けての障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてということでございます。

今回、那須烏山市寝たきり老人等介護手当支給条例の一部改正と障害者自立支援法施行条例の一部改正、この2つが提案されているわけでございます。この寝たきりのお年寄りというのは、これはいろいろ推移はあると思うんですが、今現在、那須烏山市にお年寄りとも限らず、寝たきりの老人や障がい者ですね、そういう方かどのぐらいいらっしゃるのか。そして、この条例を適用することによって、具体的にはどのような施策をしようとするのか。今までと変わりがあのかないのか。そのような中身についてもう一度御説明いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

第1点目の寝たきり老人等が何人いるかということでございます。今回の条例の改正の対象となっております寝たきり老人等の数につきましては、平成23年度末で42名がこの寝たきり老人手当の対象人員となっております。それ以外の現実的に寝ている御老人等の数についてはちょっと今手持ちがございませんので、御了承願いたいと思います。

それから、今回の条例改正に伴っていろいろな点でどのような変更があるかということですが、今回についてはこの地域社会における云々という大変長たらしい法律でございますが、これはいわゆる自立支援法を別名今回の、この地域社会における云々という長たらしい法律を簡単に略しますと総合支援法というふうになるものでございますので、これに伴っての変更については1つもございません。単なる条例中の文言を変えるだけでございます。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解しました。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の議案第33号についてお尋ねというか、意見を申し上げたいと思います。

この今までの障害者自立支援法、これはイメージが悪いと、そういう批判に応えたものと私は解釈しています。つまり、障がい者の方はこの法律によって自分から自立をなさいと、いわゆる命令調なんです。それを今度は社会全体で支えましょうという支援法という趣旨に変わったんだと思います。ぜひそういう趣旨を生かして、担当課は取り組んでいただきたい。要望ですね。もし、何か答えるところがあればお願いいたします。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいまの御意見に対するものでございます。これについては、御指摘のとおり、やはり自立支援法が大変イメージが悪いということで、前政権において、これは改正する、廃止するというところでございましたが、実質的には今回の大変長たらしい法律でございますが、この法律に基づいていわゆる名称を変えるだけという形で、法律の名称は変わっております。

ただ、今回の総合支援法が新たにできることに伴って、中身については改善をかなりされております。幾つか申し上げれば、今回の総合支援法に伴いまして、障がい者の範囲については、難病等を追加するということが入っております。それ以外にも負担の割合、これまで1割負担等々がありました。こちらの改正等が入っております。

また、ケアホーム、障がい者の方が入っている共同生活介護のケアホームなどをグループホームに一元化する等々の改正ですね、利用しやすくなる。また、その対象の幅を広げるということで充実が図られているというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五男） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第33号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第34号 那須烏山市子ども医療費助成条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第22 議案第34号 那須烏山市子ども医療費助成条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第34号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童ゼロ歳児から中学生、そして妊産婦、ひとり親家庭及び重度心身障がい者に対しまして、疾病の早期発見と治療の促進及び経済的支援を目的として行っております医療費助成におきまして、現在、保険給付対象外となっております入院時の食事療養費を保険給付の対象とするよう改正するものであります。

これに伴いまして、対象世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るものであります。関係いたします那須烏山市子ども医療費助成条例、那須烏山市妊産婦医療費助成条例、那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例、那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第34号 那須烏山市子ども医療費助成条例等の一部改正でございますが、これは今、市長が提案理由に述べられましたように、中学3年生までの子ども医療費の入院の食事代、さらには妊産婦医療費の食事代、それと、ひとり親家庭の医療費の食事代、さらには重度心身障がい者の食事代を全額助成するというので、本当に素晴らしいことだと思います。

それで、それぞれ①から④まで今、対象人数がどのようになっているのかをまずお示しいただきたいというのと、今回のこの助成に伴ってどのぐらい増額になるのか。その内容についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 鈴木子ども課長。

○子ども課長（鈴木重男） それでは、子ども課所管の子ども医療費、それからひとり親医療費、妊産婦医療費、その3点につきまして御説明を申し上げます。

まず、対象人数でございます。平成25年度を参考に私のほうで積算をしております。まず、登録者数ということで子ども医療費は3,362名、それから、食事療養費の負担増の分が130万9,000円ほど見込んでおります。

ひとり親家庭医療費の助成の状況でございます。やはり平成25年度を積算しておりまして、こちらが637名、食事療養費の増額分を見込んでおりますのが10万円でございます。

妊産婦医療費の助成関係でございます。平成25年度は助成件数とかいうのが前年度と絡むものですから約900件ほど見込んでおります。食事療養費でございますが、こちら、帝王切開とか長期入院する方が非常に多くございまして、こちらが156万4,000円見込んでおります。

それから、重度心身障がい者につきましては、また健康福祉課長より説明申し上げます。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 重度心身障がい者につきましては、対象者が約20名ということで想定しておりまして、月50万円で12カ月分になりますと通年になりますと約600万円になろうかと思っております。

以上です。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第34号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第35号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第23 議案第35号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第35号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、市道の占有対象物件及びそのその占有料について所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、道路法施行令において、新たに太陽光発電設備及び風力発電設備を道路の占用許可対象物件に追加され、占有面積1平方メートル当たり年間1,000円の占有料が定められたのに伴い、市道においても国と同様の占有料を徴収できるよう改正をするものであります。

また、政令の改正に伴い、本条例における道路法施行令の引用条項について規定の整理を行うものであります。なお、施行日につきましては、同政令の改正にあわせまして平成25年4月1日といたしております。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

して、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） この条例の改正は、風力発電及び太陽光発電の施設の占有料ということですね。これで道路に発電設備の機器なり橋脚といいますか基礎台、そういうのが建つんですかね。私はその前に道路の使用許可が出ないんじゃないかと思うんですよ。具体的にどんな例が考えられますか。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 高田議員の御質問にお答えします。

確かに道路の占用上、車道とか何かにこういう施設はつくることができません。ただし、道路の大きい土破とかのり面にこういう施設、はっきり言いまして太陽光発電施設の一部をつくるという場合がありますので、そういうことを考えて条例を改定したものでございます。

以上でございます。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第35号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第24 議案第36号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第24 議案第36号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第36号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法に伴う公営住宅法の一部改正により、市営住宅の入居者資格のうち、収入額の基準及び高齢者世帯や障がい者世帯など裁量階層世帯の対象範囲を条例で定めることとなったために、当該収入額の基準や裁量階層世帯の対象範囲に関する規定を設けるために所要の改正を行うものであります。

条例で定める収入額の基準は、公営住宅法施行令で国が定める基準を参酌して定めることとなっており、また、裁量階層世帯の対象範囲は国における特段の基準を設けず、自治体の裁量に委ねられておりますが、現行の対象階層の維持に配慮しながら定めることとなっております。

本市では国が定める基準を十分に参酌するとともに、現状を考慮した結果、収入額の基準は現行どおり、一般階層世帯が月額15万8,000円以下、特に住宅の確保に配慮が必要な裁量階層世帯は月額21万4,000円としております。

なお、災害公営住宅に係る入居世帯は、特に住宅の確保に配慮が必要な世帯でありますことから、裁量階層世帯同様に月額21万4,000円以下としておりますが、災害発生から3年を経過した後は、一般階層世帯の入居収入基準である月額15万8,000円以下といたしております。

また、裁量階層世帯の対象範囲は、現行どおりの基準を維持し、その範囲は規則で定めることといたしております。このほか、福島復興再生特別措置法と関連通知に基づき、東日本大震災に伴う居住制限者が本市の市営住宅に円滑に入居できるよう、入居者資格の特例として同居親族要件、市内在住または在勤要件、入居収入基準を満たしていなくても入居資格とすることにいたしております。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

て、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第36号の市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、入居収入基準については現行どおりということでございます。その他の項で提案の理由に触れられましたように、福島復興再生特別措置法及びその関連通知に基づいて、東日本災害に伴う居住制限者が本市の市営住宅に円滑に入居できるように、入居者の資格の特例として、同居親族要件、市内在住または在勤要件、入居収入基準を満たしていなくても入居資格があるものとするということになっておりますが、先ごろ3.11の震災がございまして、大金のところに仮設住宅をつくったわけでございますが、基本的に期限を切ってそこを出るということになろうかというふうに思うんですけれども、それはおおむねいつごろに、円滑に市営住宅に入居できるような体制をとるということでございますが、果たしてそれが入れるだけのスペースがあるのかなのか。その辺の対応についてはどのように考えているのか御説明をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

仮設住宅は本年平成25年5月8日に2年が過ぎますので、仮設住宅の方につきましては、今、住宅をつくっている方とかアパートを探している方とかおりますので、現実的には市営住宅に入って申し込んで入った方は1名しか入っておりません。この福島復興再生特別措置法というのは、3月11日にこの法律の福島の被害のあった地域に住んでいる方がという意味なものですから、受け入れるということで、そういう人は優先的に入れますということです。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 条例改正の趣旨はよくわかりましたが、その仮設住宅に住んでいらっしゃる方がスムーズに移れるように温かい配慮を持った御支援、御指導をお願いしたいと思うんですが、市長、どうですか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） それではここにつきましては私からお答えをいたします。

仮設住宅の件につきましては2カ年ということで延長も認められるということでございますが、本市は県あるいは入居者の皆さん、代表者の皆さんと鋭意検討してまいりました。やはり入居されている皆さん方の御意見、代表者の意見を尊重いたしますと、何とかこの仮設を出て

さらにいい生活水準、そういったところにもっていきたいというところが大勢の皆さん方の意見でございましたので、そのようなことに市もでき得る支援をしていきたいと思っています。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第36号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第25 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第25 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第37号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法に伴う都市公園法の一部改正により、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準や都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を条例で定めることとなったために、所要の改正を行うものであります。条例で定める基準につきましては、都市公園法や都市公園法施行令において、国が定める基準を参酌して定めることになっております。

本市では、国が定める基準を十分に参酌した結果、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準及び都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準とともに、従来同様、国と同一とし、都市公園法や都市公園法施行令で定められた基準に沿った規定としたしております。

具体的には、改正後の第6条において、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定め、第7条においては街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園などの配置及び規模の基準を定め、第8条、第9条において公園施設の建築面積の基準やその特例を定めており、これらは都市公園の整備に必要な基本的な基準となるものであります。

また、当該条文を追加したことに伴い、条項の繰り下げ等の改正を行うほか、条例に目次を設け10章構成とする所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の第37号議案について、1点お尋ねをいたします。

それは12月の議会で一般質問を行いましたいわゆる養蜂振興法の改正についてでございます。養蜂振興法の改正に際しては、自治体の役目として公園には蜜源樹を植栽するというこという地方公共団体の使命があると思うんですよ。その辺は条文に盛り込まなかったのかどうか。ここを見ると、ないように感じるんですが、その辺はどのように運用されるかお尋ねをいたします。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 高田議員の御質問にお答えします。

今回の条例改正は、一括法に基づく参酌の部分のもので、面積等とかそういう敷地の考え方を今回の条例の一部改正にしました。公園の中の樹木の植え方については、周りの状況、公園の状況等を考えながら、植栽等については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第25 議案第37号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第26 議案第38号 那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第26 議案第38号 那須烏山市下水道設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第38号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括整備法に伴う下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を条例で定めることとなったため、当該基準に関する規定を設けるため所要の改正を行うものであります。条例で定める基準につきましては、下水道法施行令において国が定める基準を参酌して定めることとなっております。

本市では、国が定める基準を十分に参酌した結果、公共下水道の構造の技術上の基準及び終

末処理場の維持管理に関する基準ともに、従来同様、国と同一とし、下水道法施行令で定められた基準に沿った規定といたしております。

具体的には、改正後の第4条から第8条にかけて、排水施設や処理施設の構造の基準を定め、第31条において終末処理場の維持管理の基準を定めております。また、当該条文を追加したことに伴い、条項の繰り下げ等の改正を行うほか、条項の見直しに伴う所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 下水道の件なんです、公共下水道、現実になかなか厳しい部分があるようですが、それはそれとしてさておいて、現実的に上水道と下水道、分けて水を使っている企業またはそういう住宅があるのかどうか。まず、それが1点。あるとすれば、そういう件数が何件ぐらいあって、どういう形で料金の徴収をしているのか。

それともう一つは、現実的に一般的には上水、下水とも上水道を水を流していると思うんですね。それで、そういう方の滞納はあるのかないのか。まず、そこら辺のところをお伺いいたします。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 上水道と下水道の量の違いといいますか、上水道と下水道の使用法の違いですが、一部の方は自家水、井戸水を使っている方がいらっしゃいます。その方については、この下水道条例の中で1人当たり7立米という形で1カ月そのぐらいの使用量という形で認定をしております。

その件数につきましては、公共下水道と特別環境、いわゆる烏山中央処理区と南那須処理区についてはそれぞれ14件と15件、下水道ではありませんが、興野の農業集落排水事業の地域については142件の井戸水を使用している例がございます。

また、企業につきましては1社ですが、水を利用しますが、その水を排水しない事業所がございます、それは1日の使用料をあらかじめ申告いただいて、それで認定をするという方法をとっております。

水道料は納めている場合で下水道使用料を滞納している場合は、現実的にございます。水道料を滞納している場合で3回以上滞納している場合は給水停止という措置をさせていただいておりますが、下水道だけを滞納している場合はそういう措置はしてございません。

以上でございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 一部井戸水を使って、1人当たり7立方メートルで1カ月云々という計算をしているようですけれども、そういうちょっとよくわからないんですが、基準というのはそれで金額が幾らなのかということと、そういう基準はどこからそういうものが出てきたのか。まず、それ1点ですね。

それと、水道料、公共下水を使って水道料を滞納しているということは、やはり下水を流すのは上水道を使っているわけですから、だんだんそれもまたふえてきていかなものかなと、この界限ではないんですが、本来は上水道、下水道、水を別にすればいいわけですよ。下水道はとめるわけにいかないと思うんですよ。朝、用足してとめちゃうというわけにいかないの、あるところは上水道はとめちゃう。上水道はとめちゃうけど下水道はとめない。たまたま隣の議員と、フランスなんかに行ったときもそうだったんですよ、そういう話を聞いたりして、この界限ではないと思うんですが。

やはりそういうものの考え方、要は水道もある部分は2本に引っ張って、2本に引っ張るといのもいかなものかと思うんですが、そういう上水、下水を分けてやることができるのかできないのか。今後の考え方ですね。そこら辺もまだ公共下水もちょっと迷っているようですけれども、もしやる場合はそういうことも考えられるのかどうか。まず、お伺いをするものがあります。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 今後検討する予定にしておりますが、水道料と下水道料を同月に徴収する同時徴収を考えてございます。そうしますと、下水道使用料だけが未納ということじゃなくて両方とも未納という形になりますので、そういう場合は水道を給水停止にする可能性は出てくるのではないかと考えております。

7立方メートルの基準というのは、これはほかの市町も大体この基準になっていると思いますが、この下水道施設管理及び使用料条例施行規則という規則の中で、自家水の使用料の認定というのがございます。その中で世帯人員が3人以下のときは1人につき1カ月7立方メートルとするということで、3人を超える場合は1人につき5立方メートルという形ですので、その根拠としているものについては具体的な根拠はございませんが、考えられるのはよく1人当たり1日250リットルぐらい使いまして、その30日ぐらいで大体7立米になるのではないかとというふうに考えています。

基本料金が10立米までが1カ月1,250円となつてございますので、7立米までも1人世帯であれば1,250円に消費税を掛けたものを使用料として頂戴することになります。

○14番（滝田志孝） 了解です。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 議案第38号で直接関係はございませんが、この下水道関係で関連してきますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず、今回この烏山地区の契約区域の大きな変更があるわけですね。260ヘクタールから185ヘクタールということになって縮小されるわけでございますが、それに伴って舟戸の現在のポンプアップ施設、この施設との関係ですね。当初の計画でいいのかどうか。あるいは縮小してつくるのかどうか。そのまず1点ですね。

それと、あそこの土地の面積ですね。市の所有している面積、約1反歩ぐらいあると思うんですが、面積がわかればいいと思うんですが。そうしますと、あれを全部使ってやるのかどうか。縮小すればかなり土地が余ってくる。そういうことも考えられるわけでございます。

それと、この問題については以前から舟戸自治会が反対をしております、なかなかちらが明かない。二、三年前、ようやく沈滞ムードになってきましたので、何とか福祉施設をつくるのが可能ではないかという見方をしてきたようですが、最近になってまた、一部反対の人の声があるということをお伺いしております。

そのようなことになっておりますので、この点の関係ですね。ひとつお伺いしたいと思います。どういう状況になっているか。あるいはこれからどのような対策をしていくのかお伺いします。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 舟戸ポンプ場の設計につきましては、全員協議会で御説明しましたように全体計画区域の面積が縮小いたしましたので、排出量が減った関係から、従前にはポンプ場も建屋内にポンプ室を設けて排出するという形をとっておりましたが、排水量が減った関係からポンプ場は屋外にマンホールポンプの大きいものに変更になりまして、建屋内には発電機室を設けるといふような設計変更になってございます。

また、面積ははっきりした資料はございませんが、記憶では約1,000平米程度だったと考えております。ですので、ポンプ場自体が縮小しましたので、余裕は十分ございます。また、反対意見が烏山地区の下水道が始まった当時からございましたが、去る2月20日に地元説明回を開きまして、おおむね建設には了解をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。施設については流水量が減るので規模が小さくなる。ポンプ場は屋外で建屋内には発電機室ということになるようでございます。そうし

ますと、土地がかなり余っているわけですね。今の答えでは面積が1,000平米という、約1反歩、その後の土地利用なども考えるべきだと思うんですね。半分も使われないのではないかと思うんです。

それと、隣に新しいうちが建っちゃったんですね。若い人なんですが、この辺からまた反対運動が起こるような可能性があるんですね。すぐ隣に建っちゃったんです、1軒。そうしますと、説明会では了解をとったようですが、そういうことも十分考えられますので、ひとつ十分これについては地元と話し合いをまめにして、前向きで検討して建設できるように努力をしていただきたいと思います。その点どうですか。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） ポンプ場の建設につきましては、地元自治会と十分に話し合っていて進めていきたいと考えております。

○9番（板橋邦夫） よろしく申し上げます。以上です。

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第26 議案第38号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第27 議案第39号 那須烏山市農業会館設置及び管理条例及び那須烏山市八ヶ代コミュニティセンター設置及び管理条例の廃止について

○議長（中山五男） 日程第27 議案第39号 那須烏山市農業会館設置及び管理条例及び那須烏山市八ヶ代コミュニティセンター設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第39号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市農業会館及び那須烏山市八ヶ代コミュニティセンターの管理について、行政財産の指定管理者による管理を廃止し、普通財産として管理するため、当該条例を廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては、農政課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） それでは、命によりまして詳細の説明をさせていただきます。

農業会館につきましては、御存じのように南那須土地改良事業団体協議会事務所として現在使われております。平成17年度に建設した際に、建設費2,300万円のうち同協議会が300万円ほど負担して建設したものでございます。

さらには、この団体につきましては、営利を目的としていない団体という観点からも、指定管理施設としては目的にそぐわないのではないかという観点から、指定管理者の選考委員会及び公有財産管理運用委員会等においても何回か協議をしましてまいりました。その結果、やはり目的にそぐわないために普通財産として建物の貸し付けが妥当であるというふうな判断がされております。

また、八ヶ代コミュニティセンターにつきましても、平成12年度に建設したんですが、その際、4,686万7,000円の建設費がかかってございます。その中で585万8,000円が八ヶ代自治会が負担しているという経緯がございまして。

そういうことを鑑みますと、農業会館同様に目的にそぐわない自治会公民館的な扱いがされているというようなことの観点から、農業会館と同じように指定管理者選定委員会及び公有財産管理運用委員会と同じく協議を重ねてまいりました結果、普通財産として建物の貸し付けが妥当であると判断されたところでありまして、その中身につきまして、建物の保険等は市が普

通財産として支払って、それに見合う建物の保険料分だけは徴収するという形で、そのほかの光熱水費等につきましては、協議会並びに自治会で負担していただくというようなことで考えてございます。

これらのことから、両施設とも普通財産として総務課管財係において管理するのが妥当だと考え、今回、同施設の施設及び管理条例を廃止するものでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） ただいまの第39号の提案理由の説明がございました。農業会館及び八ヶ代コミュニティセンター、中身は同じような説明でございます。要するに、指定管理から普通財産へと移るというようなことでございまして、ただいま市長並びに課長のほうからも御説明がございましたが、管理形態が変わるわけでございます。

それで、賃貸契約を結ぶということでありまして、多分これは平成25年の4月、いつの時点かと思いますが、多分新年度からというふうには推定いたしますが、そうしますと、これは1年間の貸し付け期間は1年更新になるのか、今まで指定管理は5年でしたけれども、この辺をどういう貸し付けの状態になるのか。それと、保険料は農業会館、またコミュニティセンターのほうで納める。

維持管理については、当然ながら今までも当該の入っているところで維持管理はしていくということになると思いますけれども、その辺の内容について、もう一度御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 本日、可決決定をしていただければ、指定管理制度は導入できないという形になりますので、4月1日からの賃貸借契約ということになります。先ほど火災保険相当分というふうに申し上げましたが、農業会館のほうは大変申しわけないんですが、プレハブ的な建物なものですから1,500円程度。八ヶ代コミュニティセンターは木造で基礎もしっかりしています。9,000円程度の使用料を徴収させていただくというような形で、新年度から新たに賃貸契約ということになるかと思いますが、済みません、期間等につきましては管財担当の総務課長のほうから済みません。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（粟野育夫） 4月1日から普通財産になった場合には総務課が貸し付ける形になりますので、総務課のほうから答えろという話だと思うんですけども、まだ、指定管理が続いておりますので、実際のところ、また長期計画であるとか、1年ごとにやるのかはそこまですべて詳細やっておりますが、多分1年契約でやりまして建物は多分自動更新になりますので、1年ごとの契約がよろしいのかと。そのように考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今の答弁を聞いていまして、これは4月1日から普通財産になる、可決されればですね。このことについて、指定管理が5年間、今月の31日までであるわけですね。その当事者といたしますか、農業会館の代表者、八ヶ代コミュニティセンターの今まで管理していただいた代表者の方には、こういう情報は行っているんですか。それだけちょっと確認したいと思います。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 御指摘のように、各施設ともその旨のお話はしてございます。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 話はしてあるということなのですが、大体その後の普通財産として対応するあたりの話まではまだされていない。指定管理が終わって普通財産として貸与しますということまでですかね。それをもう一度確認のために。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） はい。指定管理からは外しまして、普通財産で賃貸借になりますよという御了解はいただいております。先ほどの負担はさせていただきますよということも。

○議長（中山五男） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 私も確認1点なのですが、先ほどから火災保険の話が出ていますよね。それを使用料で徴収、それ以外は全く変わらないんですか。管理形態は変わりますけれども、費用の負担等についてはその問題だけですか。あるいは何か変わるものがあるのかどうか。その確認をお願いします。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 今までも光熱水費とかトイレの管理とかはやっていただいたと思っておりますが、今回は普通財産になりますと、賃貸借料は取らなくちゃならないわけですが、

市のほうの条例で。ただ、それは幾らということではなくて、火災保険を普通財産を使用して
いる団体が支払うというのがおかしいということになっていますので、市の建物として市が入
る。で、その相当分だけ使用料を徴収する。そういう形ですので、管理体制につきましては今
までと変わりません。地元と協議会にお願いします。（「管理も使用も変わらないということ
ですかね」の声あり）そういうことです。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を
打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第27 議案第39号について、原案のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時36分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第28 議案第10号から日程第35 議案第17号までの平成
24年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の8議案を一括議題と
したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第28 議案第10号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算について
 - ◎日程第29 議案第11号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第30 議案第12号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算について
 - ◎日程第31 議案第13号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第32 議案第14号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第33 議案第15号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第34 議案第16号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第35 議案第17号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長（中山五男） よって、議案第10号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）から議案第17号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）までの8議案を一括して議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第10号から第17号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算第6号についてであります。本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億1,575万3,000円を減額し、補正後の予算総額を129億5,531万4,000円とするものであります。今回は主に国県補助事業等の精算及び確定に伴い補正予算を編成したものであります。

なお、人件費につきましては、諸手当等の精算及び退職に伴う退職手当組合負担金等の増額補正を行いました。

主な内容を申し上げます。歳入予算について申し上げます。総務費は、各種事業の精算及び確定に伴い財政調整基金を精査し、2億5,911万3,000円を積み立てることといたしました。

民生費は、社会福祉関連事業の確定に伴う精算により、後期高齢者医療制度事業費、障害者自立支援医療費、介護保険特別会計繰出金、児童手当給付費などの減額が主であります。

衛生費は、太陽光発電設置補助金の増額及び予防接種事業、健康診査事業費、浄化槽設置事業、簡易水道事業特別会計繰出金等の事業精査に伴う減額であります。

労働費は、雇用対策事業の縮小による減額であります。

農林水産業費は、新規就農総合支援事業費、県単独土地改良事業費、農地・農業用施設災害復旧事業費など事業の確定に伴う減額であります。

商工費は、企業立地奨励金の精査による減額等であります。

土木費は、冬季対策のための道路維持管理費の増額や事業精算に伴う道路整備等の増額であります。

消防費は、広域消防庁舎建設事業負担金の減額であります。

教育費は、各小中学校、社会体育施設等の小規模修繕にかかる経費の増額や、給食センターにかかる施設及び管理費の事業精算に伴う減額等であります。

次に、歳入であります。市税は個人、法人市民税、固定資産税、軽自動車税を合わせて8,250万円の増額。地方交付税は、普通交付税の確定に伴い4,151万1,000円の増額。国県支出金は、事業の確定に伴い減額をするものであります。

繰入金は東日本大震災復興推進基金から太陽光発電設置補助金への充当であります。

市債は広域消防庁舎建設事業費の精査による減額等であります。

寄附金は、奨学基金寄附金といたしまして秋山 久様、1名の匿名様、ふるさと応援寄附金といたしまして小清水日出夫様、南那須地区工業懇話会様、東北化工（株）様、その他3名の匿名様からであります。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をいたしております。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げます。御報告を申し上げます。

議案第11号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出をそれぞれ1億4,832万3,000円を増額し、補正後の予算総額を36億1,057万3,000円とするものであります。

主な内容は、保険給付費の精査及び前年度償還金等の確定に伴う増額並びに後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の確定に伴う増額であります。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

ことを申し添えます。

議案第12号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ277万6,000円減額し、補正後の予算総額を3億1,122万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険基盤安定負担金額の確定に伴う減額及び後期高齢者健診事業の実施状況に伴う増額であります。これに伴い、歳入は保険基盤安定繰入金を減額をいたしました。なお、前年度繰越金につきましては、一般会計へ戻し入れをいたしております。

議案第13号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億738万7,000円減額し、補正後の予算総額を23億8,111万9,000円とするものであります。歳出の主な内容は、各事業費の精査に伴う保険給付費、地域支援事業費の減額であります。

歳入は、保険料、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金等の精査に伴い、充当財源を補正いたしました。

議案第14号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ25万3,000円減額し、補正後の予算総額を5,706万5,000円とするものであります。

歳出の内容は、維持管理費の精査に伴う減額であり、これに伴い歳入の一般会計繰入金も減額をいたしました。また、前年度繰越金の増額に伴い、一般会計繰入金を減額する措置を講じております。

議案第15号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ748万8,000円減額し、補正後の予算総額を3億5,245万5,000円とするものであります。歳出の主な内容は、維持管理費及び下水道整備の精査に伴う減額でありまして、これに伴い、歳入の国庫補助金、一般会計繰入金及び市債を減額するものであります。また、前年度繰越金の増額に伴い、一般会計繰入金を減額する措置を講じております。

議案第16号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出をそれぞれ456万1,000円減額し、補正後の予算総額を1億854万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、消費税等や施設維持管理費の電気料、修繕費、向田地内配水管布設替工事費等の精査に伴うものであります。これに伴い主な財源である一般会計繰入金、前年度繰越金及び施設災害共済金等を調整をいたしております。

議案第17号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号についてであります。本議案は、水道事業会計予算の収益的収入の雑収益などを576万1,000円増額し、補正後の予算総額を5億5,018万5,000円とし、収益的支出の総係費等を422万1,000円減額し、補正後の予算総額を5億3,569万4,000円とするものであります。

収入の主な内容は、雷害保険金や原発事故賠償金による増額でありまして、支出は職員数の減少に伴う給与など人件費の減額等であります。

また、資本的収入では、加入金を378万7,000円増額し、他会計負担金の100万6,000円を減額等によりまして、補正後の予算総額7,933万7,000円とするものであります。

資本的支出は県道工事が年度内に完了しないため、江川橋水道管添架工事を見送ったこと等によりまして、建設改良費を2,394万3,000円減額し、補正後の予算総額を3億5,130万円といたしました。

以上、議案第10号から議案第17号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問される方は会計名とページ数をまずおっしゃっていただきたいと思えます。

12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） それでは、歳入で1点だけお聞きします。

これは、今回の市の補正、直接はまだ反映されていないと思えますけれども、今、国のほうで先週というか2月末に、公共工事を中心とした平成24年度の補正が可決されまして、県、市町村というふうにおりてきたわけでございます。

この前、県のほうの説明に参加してまいりましたけれども、この今の時期に非常に、公共工事を中心として農林サイドまたは建設サイドで事業をあと3月、4月しかないのにどうかという話で、私は質問はしてまいりましたけれども、いずれにしても市のほうでこれが最後の補正だと思えますけれども、もし各現場で緊急に農道の新設なり、暗渠排水というふうに農業基盤整備が出てきた場合、これに市が対応できるのかということと、多分今では繰越明許となるのかどうかわかりませんが、それと、国のほうでは15カ月予算といいまして、確かに大きな5,000億円近い関東ブロックでもそれだけ大きい事業費を抱えているようでございますが、とても消化できるものではないというふうには現地では思うわけです。

けれども、市町村単位で、もしそういう事業が出た場合は、市としてはどういう対応ができ

るのか。国庫支出金なり、地方交付税にそれがはね返ってくるのかどうかわかりませんが、その点をお聞きしたいと思います。その1点だけです。よろしく。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、今回の国の大型補正予算の関連につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、先月26日、参議院のほうで可決成立いたしまして、これから各市町村と県、国との間で細かな協議が進められていくということになるかと思っておりますが、現段階において具体的な事業のメニューであるとか、事業のスケジュールであるとか、そういったものについての通知がまだ手元に届いておりません。

これまでの緊急経済対策の流れから見ますと、ほぼ3月の中旬ぐらいまでに市町村のほうで、今回の大型補正予算に関連いたしまして、取り組むべき事業を実施計画書としてまとめまして、県を通じて国のほうに提出をする。その中で、事業の採択を受けた中で、本市に交付金等の額が内示をされるということになるかと思っておりますが、基本的には平成24年度の補正予算として取り組むべき事業もしくは既に平成25年度の当初予算に計上してある事業、こちらの中から今回の事業メニューに該当するものを抽出いたしまして、この後実施計画書をまとめていきたいというふうに考えております。

手順としてはそういうことですので、まだ具体的に今回の大型補正予算の中で対象となっておりますのは、今のところ、道路整備事業の1路線、教育関係で理科教育設備整備事業の関係ですね、こちらが大型補正の関連で今回補正予算で予算措置をしておりますけれども、いずれも繰越明許をさせていただいております。

その他の事業については、これから国、県と協議をしていくという段取りになってございます。

○12番（佐藤雄次郎） 了解です。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、ただいま上程中の議案第15号 下水道事業の補正予算についてお伺いいたします。

この補正予算の7ページの繰越金の欄でございますが、これは前年度の繰越金が説明でありますように1,080万6,000円であったわけでございますが、補正前のこの表を見ると、補正前の額が673万5,000円、この差額が400万円ほどになっているんですが、これは、いつ補正して670万円になったのか。私は記憶がないものですから、それをまず減った理由ですね、繰越金が減った理由をまずお聞きしたいと思います。

それと、さらに今回、1,086万6,000円、前年度繰越金を補正したということになっ

ているわけですが、これは多分4款の繰入金の減額があったので、そのようなふうになったとも思いますが、それらの関係ですね。まず1点。

それと、普通の会計ですと繰越金というのは固定していると思っっているんですね。繰越金を動かすというのはちょっとおかしいと思ったんですが、そういう関係で今回こういう数字になっているかと思うんですが、繰越金はいくまでも繰越金で、繰越金の補正というのはちょっと我々素人では理解が難しいんですが、その辺の考え方。これは特別会計を見るとほとんどそういう会計処理になっておりますが、マジック的な数字があるので非常にわかりにくいんですね。その点をひとつお伺いしたいと思います。

それと、次に水道事業の補正予算でございますが、まず、2ページの4目雑収益。その中に先ほど説明がありましたように、枠外の保険金、それから原発事故賠償金、これは208万1,000円ほど入っています。この原発事故の賠償金、これらの算定基礎がどのような内容でこれを請求したのかどうか、その点をお伺いします。

次に、資本的収入及び支出の項でございます。これは資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億9,867万9,000円、これが今回、2億7,196万3,000円に補正することとありますが、この差額が2,671万6,000円あるわけです。

これは水道事業で収益がふえたので、例えば今言った保険金とか賠償金、それらを合わせますと570万円ほど補正があったんですね、ふえているんですね。半面、施設整備費が2,400万円ほど減っているんです。そういうことで今回の補正額になったと思います。そのために、この補填金が2,600万円ほど減ったんですね。

したがって、過年度分の損益勘定留保資金だけで補填をできたということでございます、この表ではそうですね。この過年度分の損益勘定留保資金、これが幾らになったのか。これだけ充当して補填してまだ財源があるのかどうか。

それと、当年度分あるいは消費税分、これらの留保資金がどのくらいあるのか、おわかりになればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） まず、下水道特別会計の繰越金の関係でございますが、繰越金は平成24年度の当初予算におきまして1,100万円の計上をしてございました。その後、補正予算の第1号で、多分9月補正だったかと思いますが、573万5,000円ほど補正してございまして、今回は平成23年度の決算において繰越金となりました1,754万1,000円を全額予算計上してございまして、その調整におきまして一般会計繰入金を減額したというような形で、一般的に特別会計につきましては一般会計からの繰入金の出し入れの関

係がございますので、繰越金は最終的に繰越額全額を補正しているのが現状かと思えます。

次に、水道事業会計におきます原発の賠償金のご関係でございますが、これは放射性物質の水質検査の費用で平成23年度中に支出した分の賠償金が208万1,000円という形でかかった費用を全額東電のほうからいただいております。

それから、過年度損益勘定留保資金につきましては、補正前の過年度分の損益勘定留保資金2億9,732万2,000円が過年度分ということで、消費税の調整額についてはちょっとはっきり把握してございませんので申しわけないんですが、今、直接お答えできませんので申しわけございません。

以上でございます。

○議長（中山五男） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） まず、繰越金関係ですね。今、説明があつて大体わかつたんですが、一応繰入金との調整でこのような数字になつたということでもいいわけですね。それは了解をいたしました。

次に、原発事故の補償金、これが平成23年度中のもので全額請求どおりいただいたということですね。

それとあと留保資金の関係ですが、これは2,671万6,000円、差額が出たわけですが、これは収益が上がつたのと、事業費が減つたので減つたという考えでいいのかどうか。

それと、現在の消費税あるいはその他の留保資金の内容がちょっとわからないということですが、これは結構です。その留保資金の関係でちょっともう1回お願いします。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 留保資金につきましては、過年度分損益勘定留保資金につきましては先ほど申し上げましたように、2億9,732万2,000円ありまして、それを超えた部分が当該年度の消費税調整基金で充当するというようにしておりましたので、今回、資本的収支の支出の部分が減額になつた関係から、過年度分だけの留保資金の充当で済んだということで御理解いただきたいと思ひます。

○9番（板橋邦夫） 了解しました。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第10号の一般会計関係で何点か質問したいと思ひます。

まず、7ページの繰越明許費なんですけれども、全体で2億8,275万1,000円を次年度に繰り越すということですが、これらそれぞれなぜ平成24年度で事業が進められなかつたか。特に道路関係など、今、どういふ進捗状況なのか説明をいただければと思ひます。

次に、用語のわからないのが何点か、25ページの地域子育て支援広場型事業費というのが

ありますけれども、これはどんな事業を進めていますか、説明をお願いします。

31ページ、イノシシの捕獲促進強化事業費というのが8万円載っておりますけれども、この報償費を8万円増額しておりますが、猟友会の方々が骨を折って大変捕獲が進んでいるかというふうに思うんですけれども、来年はさらにこれについて引き上げ等もぜひ検討いただきたいと思うんですが、説明をお願いしたいと思います。

同じページの工業振興対策費が500万円近く減額になっておりますが、これは国、県の補助の減額等か何かがあるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

32ページ、道路維持管理費が2,000万円近くついておりますけれども、これは先の降雪による費用の増額分かなというふうに思われるんですけれども、その内容について、さらに説明をお願いしたいと思います。

35ページ、就学扶助費で財源振替で災害時就学支援等補助金というのが、この就学扶助費に変わっております。こっちは小学校なんですかね。裏のほうは中学校のほうにも同じようなものが載っておりますが、この財源振替をした理由ですね。それについて御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、7ページでございます繰越明許費でございますが、こちらにつきましては、担当課のほうより、民生費のほうから順次御説明をさせていただきます。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、7ページの民生費の繰越明許費の分ですね。こちらについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、3款の民生費でございます。それから、1項の社会福祉費ということで、社会福祉施設整備費が1億1,600万円が繰越ということでございます。その理由でございますが、3点ほどございまして、まず1点が、この介護保険第5期の計画のほうが今年度平成24年度からスタートするというので、この計画にのっとってやることなものですから、初年度ということで若干スタートがおくれたということが第1点でございます。

第2点目が、こちらの計画に基づきまして施設を選ぶための選考委員会のほうが8月に第1回を開催して審議をいただいて選考している経過がございますので、ちょっと時期がおくれた。

それから、3点目は、この選定結果を受けまして、県のほうとこの施設整備の協議をしなくちゃいけないということで、こちらの協議等が延びてしまいましたので、実質的には工事は一

部着工はしてございますが、全部終わらないということでございますので、次年度に繰越をするということでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから、道路費の繰越明許費の説明をさせていただきます。

8款の土木費2項土木橋梁費の中の4つございます。一番上の道路整備の大桶小志鳥境線、これにつきましては終点部が県道小川大金停車場線の交差点協議で不測の日数を要したため繰越になっております。工事につきましては、現在発注済みでございます。

2番目の道路整備費月次南大和久線、これも終点部、主要地方道那須烏山市矢板線の交差点部分でございます。工事を発注済みでございますが、不測の日数を要したため繰越をしたいと思っております。

3番の道路整備費野上下境線、これは東電等の移転補償に時間がかかったものですから、繰越をしたい。工事も発注済みでございます。

4番目の道路整備費鴻野山小倉線につきましては、命と暮らしを守るインフラ再整備、再構築という大型補正の件でございます。JR烏山線に接しておりますので、今、協議中でございます。工事は発注しておりません。協議が完了次第発注をしたいと思っております。用地も建物補償も全部完了しております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、10款教育費の2項の小学校費の小学校教育振興費のことについて御説明申し上げたいと思っております。

こちらは国の大型補正予算の関係で追加で予算措置がなされたものでございます。先ほど財政課長のほうからちょっとお話があったと思いますが、その関係費用について本年度、理科教育設備の整備を小学校を実施してまいりましたが、その中でもさらに整備率の低い学校について、この補正予算に手を挙げまして今回整備するものでございます。

○議長（中山五男） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 同じく10款5項社会教育費で長者ヶ平官衙遺跡保存事業費でございますが、こちらは平成23年、平成24年度と遺跡地の公有地化を計画してございまして、平成24年度につきましても土地所有者と折衝しておりますが、まだ合意に至っておりませんので、その分を繰り越すところでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、私のほうでは25ページの付記の説明の一番下の欄にあります地域子育て支援広場型事業はどういった内容かというふうな内容だったと思います。これにつきましては、こども館を活用して、今、いろいろな事業を展開しております。それが国の補助対象事業になっておりまして、今回、事業の補助金の確定が来ましたので、今回歳入のほうが増額になっておりますので、こちらの数字上一般財源が減って国の補助金はふえたというふうな形で、実際事業執行額が変わったものではございませんので御了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 予算書31ページのイノシシ捕獲促進強化事業でございますが、これは単純に当初予算で70頭見ていたイノシシの捕獲数が80頭ほどふえてきているというようなことの補正でございます。

さらに、先ほどから出ています当初予算でつけていただいておりますので、来年度はその枠の中から1頭当たり幾らというようなことで出てきますので、また頭数的には猟友会のほうも頑張っただけののかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中山五男） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、私のほうからお答えします。

まず、31ページの工業振興対策費の494万7,000円の減額でございます。これにつきましては、企業立地奨励金の当初10社を見込んでおりました。そのうち新規を3社見込んでいたのが2社という実績でございまして、合計9件で861万2,000円の奨励金の実績ということで、これらに伴う1社減額になった予定した400万円の減額。また、94万7,000円につきましては、工業団地内の調整池の水質検査等を予定したのが、予定よりかなり安くなったということで、これらにつきましても94万7,000円の水質検査減額分の合わせて494万7,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから32ページの道路維持管理費の2,024万2,000円の増の主な内容を御説明したいと思います。

先ほど平塚議員の言ったとおり、除廃雪の委託費の増でございます。例年以上の二、三倍の経費がかかっております。ことしは11日除廃雪、那須烏山市20社に業務委託をしているん

ですが、11日指示をしております。例年の除廃雪幾らかかっているかというのを参考に御説明したいと思うんですが、平成22年度は549万1,000円でした。平成23年度が468万2,000円で、1月14日の大雪、あれ1回で700万円前後のお金がかかっております。

融雪剤も昨年、平成23年度は630袋なんですが、ことしは2,200袋買っているというように約3倍近くの経費がかかっております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、35ページの被災児童生徒の就学支援の関係の財源振替について御説明申し上げたいと思います。

こちらの事業は、平成23年度、県の新たな事業としてできたものでございまして、平成24年度について、まだ事業が継続して行われるかどうかということがわからなかったものですから、とりあえず一般財源にて財源措置をしていたものでございますが、県補助が確定いたしましたものですから、今回、県補助金に財源を振り分けたものでございます。

なお、平成25年度についても継続して行われるということで、こちら当初予算に計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体わかりました。月次南大和久線についてだけ最後に質問しますが、おおむね月次から頂上付近までの改良の見通しなんですが、今現在どのような状況か、説明をお願いできればと思います。

○議長（中山五男） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 月次南大和久線の見込みについて御説明したいと思います。

今、2工区に分けて工事を実施しております。340メートル、現在工事をしております。全体延長が680メートル、幅員が10メートルでございます。一番この路線でネックになっている高台、大金台の付近の土地について、今、誠意を持って用地交渉をしておりますが、やはり市外、東京の方なものですから、条件等が大変厳しいので苦慮している状況でございます。

以上でございます。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（中山五男） ほかに質問ありませんか。

2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 一般会計の補正予算の28ページ、衛生費の中の予防費の中ですね。

頸部がんワクチン等の接種という予防費でかなり減額になっているんですが、これは接種率が少なかったのか。それとも、種類が違ったのかをお答え願いたいんですが。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいまの質問でございます。こちらにつきましては、私どもの健康福祉課とこども課と2つにまたがっておりますので、まず、健康福祉課の補正に関してお答え申し上げたいと思います。

こちらでは予防費の減額ということで2,159万5,000円でございますが、健康福祉課の分については429万5,000円でございますが、この内訳は高齢者インフルエンザですね、それから肺炎球菌の予防接種、こちらの委託費のほうが事業費が確定したということで400何がしの減額ということでございます。

接種率等については例年どおりの接種率になっておりますので、そんな大きな差はございませんが、若干余裕を持った予算どりでございましたので減額ということでございます。

健康福祉課分については以上でございます。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、こども課所管の予防接種の委託料が今回1,500万円ほどの減額となります。特に、幾つかの定期予防接種の中にもあるんですが、若干精算している部分があります。定期予防接種につきましては、接種率は8割から9割程度は行っておりますが、今回、日本脳炎の予防接種ですね、これ、かなり多く人数を見積もりました。今回、日本脳炎関係でマイナス937万円ほど減額をしております。

それから、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌、こちらも接種率が約3割程度、プラスアルファはあるかと思うんですが、その程度で任意ということもありまして、ちょっと接種の状態が悪いということで、それぞれヒブにつきましては350万円ほど、小児肺炎球菌につきましては460万円ほど減額をしております。

それから、子宮頸がん予防接種につきましては今回増額となっております、当初予算に比較しまして160万円ほど増額をしております。今、接種率につきましては約6割程度というふうな状況になっております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 確かに肺炎球菌とかが変わるので減るかなとは思ったんですけど、あとはもう少し啓蒙措置というか、ヒブワクチンのところはちょっと始まるのときに異常が出たという報告があったんですね。ただ、それは付随しないという話になったので違うとは思いますが、せっかく市で事業としてやっているのですから、もうちょっと啓蒙活動をしていけ

るといいなと思います。今後ともそちらをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） 議員おっしゃるとおりですね。これから普及啓蒙活動につきましては、いろいろなお子さまがお集まりいただく、お母さん方もお集まりいただく機会が多くありますので、そういった中で普及啓蒙を図ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（中山五男） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 一般会計のほうで2点ほど、22ページのデジタル放送ですね。これ150万円マイナスになっております。今、実際、工事が進んでいる地域がかなりあるのかなと思うんですけども、今現在、どのぐらいの普及率になるのか。ことしいっぱいで全市見られるような状態になるのか伺いたい。

それと、23ページの選挙費ですね。これ、知事選のときの予算が1,786万2,000円持っているんですね。衆議院の予算というのが1,915万5,000円、実際実施された金額が知事選の場合は1,799万5,000円、衆議院の場合は250万円近くマイナスになっているんですね。これ、なぜこれだけの金額の差が出るのか教えてもらえればありがたいと思います。

以上2点です。

○議長（中山五男） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、地デジ対応の関係につきまして御報告申し上げます。

現在、市内で共同受信施設を設置をして、今後対応していく予定が20地区、1,054世帯でございます。今年度、平成24年度に実施いたしましたのが4地区、平成25年度に3地区ということで、受信施設の組合の設立が進んでおります。今後、若干まだ地区としては残ってまいりますので、平成25年度以降、組合設立に向けて鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 選挙費のお尋ねでございますが、なぜこのような形になったかと申しますと、最終的に交付決定額に合わせて今回の補正を行ったわけでございますが、まず、栃木県知事選挙は参議院選挙と同じく告示期間が衆議院は14日ですから3日間長い。そこら辺もありまして、基準額が若干高め、衆議院につきましては先ほど申し上げましたように14日で告示期間が短いということで当初予定していた金額より若干下回ってしまった。

あと1つ、一番大きい要因は、ここの席上言うのが正しいかどうかはちょっとわからないんですけども、昔の選挙はいわゆる内示額に対して使い切りができたんですね。選挙執行後、投票日以後も物品等の買い求めができたんですけども、昨年行われた衆議院選挙及びその前回の国政選挙におきましては、間髪を入れず会計検査院が2回入っているんですね。会計検査院の指摘事項で、投票日以後の物品的購入、投票の自動交付機とか投票記載台とかそういうものの支出については以後一切認めないというのがあるんですね。

ですから、あくまである程度想定して使うことも必要なんでしょうけれども、現実的に交付決定額というか内示額まで使い切れないということがありましたので、はっきり申し上げますと使い切れなかった部分については今回、国にお返しする。厳しいですね、指摘事項もことしあったんですね、実際ね。昨年衆議院が行われまして、年内に選挙の会計検査がありまして、そういうふうな指摘でありますので、素直に返還にということはないんですけども、返還ではないんですけども不用額については県を通して返す。そういうことになりましたので、370万円近くの大きな減額になったというわけでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 投票率が低かったとかそういったものは関係ないという話で、実は期日前投票というのがありますよね。もう導入している市町村がありまして、ホームページで期日前投票の原紙を出してというのは、期日前投票で行くと、やはり立会人の人が一斉に見られて、なぜ当日は来られないのかと、かなり年とっている方なんかはもう行くのが嫌だというような人がふえているんですよというような話をちょっと聞いたことがあるんですね。

だから、そういうふうなホームページからコピーをとって、うちでもう必要なところをみんな書いて受け付けに出せばできるんだ、簡単になってよかったねという。この前も選管のほうに聞いたら、那須烏山市もやっているよという話を聞かせてもらいました。

やはり、選挙というのはどうしても人件費だけですからね。そういった意味でせつかくそういうふうな制度があるのであれば広くPRしてもらって、那須烏山市もホームページから原紙をコピーしてできるんだというPRもしてもらえればありがたいなと思います。終わります。

○議長（中山五男） 答弁はよろしいですね。

4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 一般会計の27ページであります。保育施設費の中で付記欄を見ますと、ここにこ保育園とすくすく保育園が大幅に減額になってございます。その下に緊急雇用等の補助事業などが書かれておりますが、そういったものを活用したためにこれだけ減ったのかなとは想像しますけれども、であるならば、国、県の支出金のところになぜ載ってこないの

かなということですね。

それと、この減額の理由は賃金のところで大幅に減っております。臨時職員を重点的にふやしたということでこういうことになっているのか。あるいは人員そのものが減っているのか。その辺からのものをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、渡辺議員の内容についてお答えをしたいと思います。

今、議員の質問の中でお話がございましたように、職員が本来当初雇用している予定の職員を雇用しなかったというのが起因します。ちなみに当初予算では、にこにこ保育園は臨時保育士を19名雇用する予定でございましたが、15名で対応いたしました。それから、臨時の看護師ですね、そういった方も対応する予定でございましたが、1名予算を計上していたんですが、再度募集をかけてもなかなか雇用が難しいということでこれがゼロになったということで5名が減になっています。

それから、すくすく保育園ですね。臨時保育士13名を当初予定していたんですが、こちらが12名。それから看護師も1名予定していたんですが、こちらがゼロということで2名減といった賃金の大幅な減のもとになったかと思えます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 保育士並びに看護師、予定した職員が採用できなかったということがあります。それで、支障なく運営できたんだから非常に経済的だったのかもしれませんが、心配される支障等はなかったのかどうか。あるいはちょっと無理な中で稼働してきた経過もあるのかどうか。その辺について感じたところをお願いできればと思います。

○議長（中山五男） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） そういった中ではございましたが、派遣ですね。どうしても保育士が集まらなと。最低ぎりぎり厳しいと、保育関係で県のほうからも指導も受けてしまいますので、派遣の保育士を2名ほど、にこにこ保育園、すくすく保育園で対応いたしました。

それから、保育補助という形ですね。臨時の保育補助という形で保育師が常に一緒に活動といますか保育を行うわけなんです、そういった補助者をつけて対応いたしました。

支障がなかったと言えは支障なくうまくいったのかなというふうな、本当に苦しい答弁になってしまいます。保育士の確保は今回、平成25年度におきましても募集、さらにお知らせ版をごらんの方は御存じかと思いますが、再度募集しなければならない。そういった状況でございます。

そういった中で、お子さまを安心安全に預けていただくためにも、先ほど本来ならばとりた

くない方法論ではあるんですが、やはり派遣ですね、そちらも今の時代対応せざるを得ないと、そちらも検討せざるを得ないんじゃないかということで、今、担当のほうには指示をしています。

以上でございます。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 私は1点だけお伺いしたいんですが、27ページの生活保護費ですね。補正で1,600万円からふえている主な理由は。

また、那須烏山市に生活保護をいただいている方々は件数で何件ぐらいあるのか、お伺いするものであります。

○議長（中山五男） 平山福祉事務所長。

○福祉事務所長（平山 正夫） それでは、27ページの生活保護の償還金のほうの関係でございますけれども1,621万円でございます。これは平成23年度分の返還金でございます。

それから、現在の被保護者の人数ということでございますけれども、約120世帯で180名でございます。

以上です。

○議長（中山五男） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 今、国でも地方でも、この生活保護についてはどういうふうにしたらいいか。どちらかという減額しようというような話が出ているようでありますが、この那須烏山市でも120世帯、なかなか大変な数字だと思うんですが、市としては今後の考え方、そういう減額をするのか、もう一つは本来であれば働ける人は少し頑張って働いてもらう。そういう指導をしていくのか。そこら辺の考え方をお伺いするものであります。

○議長（中山五男） 平山福祉事務市長。

○福祉事務所長（平山 正夫） ただいま滝田議員からありました今後の考え方ということで、国のほうでも大ざっぱに言いますと1割減をしたいというような報道がなされたり、7%ぐらいの減でなかろうかということでいろいろ報道で私たちも情報は得ておりますが、まだ国のほうから正式に具体的な試算は示されておられません。ということなものですから、最終的には国の試算が出たりとか、説明があつてから、我々も粛々とそれに従って事務処理をするという形をとりたいと思っております。

それから、働ける方は働いていただく。こういう方をどうしているんだということで、現在はハローワークと提携をしております、なるべく働ける方はハローワークを通して求職活動をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（中山五男） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 議案第13号の介護保険の件ですが、9ページの保険給付費の施設介護サービス給付費が1億3,760万円の減額ということで大幅な減額になっておりますが、この辺の予想が最初の金額が逆に大きかったのか、その辺の減額の理由ですね。

もう一つ、議案第17号の水道事業会計補正予算の中で、3ページの工事請負費2,026万5,000円、これは江川橋の工事がおくれたということで、その後、その予定はいつごろになるのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（中山五男） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、介護保険に絡みます施設介護サービス給付費の減額の理由でございます。こちらにつきましては、今回の補正で1億3,760万円の減ということでございますが、これの主な理由につきましては、特別養護老人ホーム、いわゆる特養ですね、それから老健、療養型介護の部分が想定した以上に伸びなかったということで、今回、減額措置をするということでございまして、その半面、その上側でございます在宅介護サービス費、こちらが3,950万円ということで、施設のほうから在宅のほうに若干シフトしたということで、トータル的にはそんなに変わりはありませんが、施設は伸びなくて居宅のほう伸びたということで、こういった理由で今回減額するものでございます。

以上です。

○議長（中山五男） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 水道事業の工事請負費の減につきましては、市長提案理由のとおり、江川の関係の工事ができなかったということで、平成25年度当初予算におきましては、その費用を見込んでございます。ただ、県の県道の歩道の工事の進捗状況に応じて工事ができるかどうかはまだ確定ではございません。

以上でございます。

○7番（高德正治） 了解。

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第10号から議案第17号までの8議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。
採決いたします。

初めに、日程第28 議案第10号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算第6号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第11号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第12号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第13号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第14号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 議案第15号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34 議案第16号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第35 議案第17号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

ここであらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

お諮りします。日程第36 議案第1号から日程第44 議案第9号までの平成25年度当初予算の9議案を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

◎日程 第36 議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計予算について

◎日程 第37 議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について

◎日程 第38 議案第3号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について

◎日程 第39 議案第4号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程 第40 議案第5号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計予算について

◎日程 第41 議案第6号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程 第42 議案第7号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について

◎日程 第43 議案第8号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算
について

◎日程 第44 議案第9号 平成25年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（中山五男） したがって、議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計予算から議案第9号 平成25年度那須烏山市水道事業会計予算までの9議案を一括して議題とします。市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成25年度那須烏山市一般会計予算についてであります。本市では、景気の低迷等によりまして財源の柱であります市税収入が伸び悩み、加えて地方交付税、臨時財政対策債、そして国県補助金の縮減、廃止などにより、十分な財源の確保が厳しい状況にあります。

一方で、合併特例債など市債の償還金が増加しますとともに、少子高齢化の進展に伴い扶助費、医療費の増嵩が見込まれており、さらに消防庁舎や保健衛生センター、那須南病院の事務を司る南那須地区広域事務組合への負担金の増加も予想されます。

このような中で、平成25年度予算は、市民の福祉の向上と安心安全のまちづくりを目指してスタートをする総合計画後期基本計画に基づき、持続可能な財政基盤の確立を図るため、歳入歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、限られた財政を堅実かつ計画的に活用することを基本とした予算を編成いたしました。

この結果、平成25年度一般会計の歳入歳出予算総額は117億3,100万円とし、前年度比7億4,900万円、6.0%の減額といたしました。

主な内容を申し上げます。歳入であります。市税は、個人・法人市民税が前年度より若干の増額を見込んで12億3,030万円といたしまして、固定資産税は評価替え等により前年度比4,985万9,000円、3.6%の減、13億2,441万2,000円といたしました。

市税総額では前年度比305万9,000円、0.1%減の27億9,331万3,000円あります。

地方交付税は、国の地方財政計画等を反映して、前年度比1.3%減の43億9,200万円を計上いたしました。このうち、普通交付税は39億1,200万円で、前年度確定額49億1,075万9,000円に対し、4.5%減であります。

国庫支出金は、一連の学校施設整備が終了したことによりまして大幅に減額したものの、障害者自立支援法の改正による給付費等の増額があり、前年度比8,109万8,000円、8.7%増の10億1,085万8,000円を計上いたしました。繰入金は財源不足を財政調整基金等から繰り入れるものでございまして、前年度比3,030万円、0.7%減の4億6,110万8,000円であります。

市債は道路整備事業、消防庁舎建設事業負担金などの合併特例債が主でありまして、前年度比8億6,200万円、39.6%減の13億2,130万円であります。

臨時財政対策債は、地方交付税と同じく国の地方財政計画等を勘案し、前年度比16.3%減の4億6,000万円といたしました。

歳出であります。議会費は栃木県市議会議長会事務の縮小などによりまして、前年度比514万7,000円、3.4%減額をし、1億4,784万1,000円といたしました。

総務費は、新規に震災対応緊急雇用事業の那須烏山市魅力発信事業、定住促進住まいづくり奨励金制度、参議院議員選挙費の事業費を増額し、前年度比7,200万3,000円、5.9%増の12億9,231万6,000円であります。

民生費は、高齢者福祉施設整備事業や障害者総合支援事業の拡充等により、前年度比1億5,056万円、4.5%増の34億9,480万8,000円を計上いたしました。

衛生費は、南那須地区広域行政事務組合の負担金及びエネルギー対策費の増額、単独浄化槽撤去費補助金の新設などにより、前年度比3,883万9,000円、2.9%増の13億7,860万9,000円を計上いたしております。

労働費は、雇用対策事業の大幅な縮小によりまして、前年度比1,460万円、93.3%減の105万2,000円であります。

農林水産業費は、新規就農総合支援事業、元気な森づくり推進事業の増額等により、前年度比1,074万6,000円、2.9%増の3億7,932万9,000円を計上いたしました。

商工費は、商工振興対策といたしまして、新規の商品券発行支援事業、中小企業振興資金貸付枠の拡大、JR烏山線沿線整備事業等により、前年度比2,320万9,000円、6.8%増の3億6,396万4,000円といたしました。

土木費は、合併特例債等を活用した道路整備事業の減額により、前年度比2,328万1,000円、2.4%減の9億4,256万8,000円を計上いたしました。

消防費は、南那須地区広域行政事務組合消防庁舎建設事業負担金が増額した一方、災害復旧事業の被災宅地復旧工事助成金の終了等に伴い、前年度比3,507万8,000円、2.9%減の11億7,737万1,000円であります。

教育費は、小中学校空調整備事業や学校給食センター建設事業が終了したことに伴い、前年

度比9億4,649万1,000円、44.7%減の11億7,161万6,000円であります。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費29.8%、衛生費11.8%、公債費11.6%、総務費11.6%、総務費11.0%の順であります。

また、性質別構成費では、扶助費等が23.4%を占め、以下、人件費18.5%、扶助費14.7%、物件費13.9%の順となっております。

議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ、高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にあります。このため、経費の節減合理化を図りつつ予算を編成いたしました。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定を説明申し上げます。平成25年度事業勘定の歳入歳出予算総額、前年度比3.0%増の35億5,120万円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費が予算総額の65.6%を占め、次に、後期高齢者支援金等12.7%、共同事業拠出金12.0%、介護納付金が7.0%となっております。主な財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金であります。このうち国民健康保険税は、前年度の徴収実績を勘案いたしまして前年度比1.3%増の8億5,430万円といたしました。また、不足財源につきましては、財政調整基金繰入金より1億7,000万円、一般会計より繰入金1億6,925万6,000円を措置いたしております。

次に、診療施設勘定であります。平成25年度診療施設勘定歳入歳出予算総額は、前年度比2.0%減の7,490万円であります。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の58.2%を占め、次いで医業費が37.8%であります。新規事業といたしましては、国及び県からの補助を受け、七合診療所に血球測定器を導入いたしたいと思っております。これらの主な財源は診療収入と繰入金でありまして、このうち繰入金は境診療所の診療施設費の償還金分のみを計上しております。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第3号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。平成25年度熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比0.6%減の5,230万円あります。

歳出の主な内容は、総務費が62.8%を占め、続いて医業費が35.2%であります。これらの財源は、診療収入をもって措置し、不足財源につきましては一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

診療所は地域の一次医療機関として、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っ

ております。経営については厳しい状況にありますが、今後とも健全運営に努めてまいり所存であります。議員各位の御理解をよろしくお願いしたいと思います。

議案第4号であります。平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成25年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比2%減の3億800万円であります。歳出の主な内容は、保険料等への広域連合納付金が88.5%を占め、次いで健康診査事業が9.1%であります。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料は、前年度比約2%減の1億9,102万円であります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額をした保険料額を補填するために、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,159万4,000円、事務費繰入金は1,585万6,000円を計上いたしました。

なお、後期高齢者医療の被保険者見込み数は4,888人でありまして、昨年度の見込み数4,839人の1%増といたしております。

議案第5号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。平成25年度介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比3,390万円、1.4%増の24億3,920万円であります。

歳入の主な内容は、第1号被保険者介護保険料を初め国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金、県支出金及び一般会計繰入金であります。

歳出の主な内容は、介護サービスにかかる介護保険給付費やび地域支援事業費等であります。平成25年度は高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の第2年次となりますが、引き続き介護給付費の適正化に努めてまいります。

また、市地域包括支援センターを中心に、高齢者への介護予防事業として、いきいき健康教室や介護予防プログラム、これらは運動機能の向上、栄養管理指導、口腔ケア、また総合相談事業、ふれあいの里事業などを積極的に取り組んでいきたいと考えております。介護予防、健康増進をさらに推進をしたいと思っております。

さらに、地域密着型サービス施設等の基盤整備を支援し、本格的な高齢化社会に対応するため、介護サービスの充実と質の向上、そして介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

議案第6号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。平成25年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比90万円、1.6%減の5,580万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還

金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおりまして、平成24年3月末の水洗化率は82.43%となっております。

議案第7号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。平成25年度下水道事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比770万円、2.1%増の3億6,580万円であります。歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、舟戸中継ポンプ場、建設工事費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

主な財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。下水道事業の烏山中央処理区は、認可区域99ヘクタールの整備が平成24年度末で完了するために、全体計画の見直しと認可区域の拡大手続を進めているところであります。平成24年3月末の整備面積は約98.3ヘクタールでございまして、水洗化率は27.3%、年間汚水処理料は13万8,500立方メートルであります。

また、南那須処理区は、全体計画区域76ヘクタールのうち、平成24年3月末までに64ヘクタールの整備を完了しておりまして、水洗化率は87.42%、年間汚水処理量は20万9,300立方メートルであります。今後は、烏山中央処理区の整備を進めるとともに、引き続き水処理施設の良い維持管理及び水洗化率向上に努めてまいる所存であります。

議案第8号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。平成25年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比250万円、2.5%の減、9,750万円であります。歳出の主な内容は、人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息であります。その財源は水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置をいたしました。

簡易水道事業は、安心して安全な水道水の供給により、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、円滑な事業運営と水道施設の維持管理に万全を期してまいる所存であります。

議案第9号は 平成25年度那須烏山市水道事業会計予算についてであります。平成25年度水道事業会計当初予算の業務概要であります。給水戸数8,644戸、年間給水量236万8,762立方メートル、1日の平均給水量6,489立方メートル、主な建設改良事業費5,717万5,000円あります。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で予算総額5億4,078万7,000円あります。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で予算総額5億1,976万4,000円あります。

投資的経費であります資本的収入の主な内容は、他会計出資金等で予算総額7,121万2,000円であります。資本的支出の主な内容は、建設改良費であります志鳥及び上川井配水池の補修工事費、神長及び高瀬地内配水管の布設工事費等のほか、企業債償還元金等を含め予算総額3億5,788万5,000円であります。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありまして、引き続き健全な運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給をすることで、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、その事業経営につきましては、収納率の向上、経費の節減に一層の企業努力を重ね、利用者の利便性とサービスの向上を図るとともに、自然災害に対する備えに十分配慮しながら、公衆衛生の維持と安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります所存でございます。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程中の平成25年度当初予算につきましては、3月8日の本議会において総括質疑の後、各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、平成25年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託につきましては、3月8日と決定いたしました。

◎日程第45 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（中山五男） 日程第45 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり2件であります。この請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（中山五男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前

10時から開きます。時間延長になりましたが、大変御苦労さまでございました。
これで散会いたします。

[午後 5時08分散会]